

# 最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析-国民審査の実質化をめざして-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2013-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西川, 伸一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/15007">http://hdl.handle.net/10291/15007</a>

# 最高裁判所裁判官国民審査および 国民審査公報の実体分析

— 国民審査の実質化をめざして —

西川伸一

## 《論文要旨》

私は直近の第21回国民審査（2009年）の結果に大いに触発され、国民審査が秘める潜在力によりやく気づかされた。本稿はその問題意識に基づき、これまで21回執行された最高裁判所裁判官国民審査、およびその都度発行された国民審査公報の実体分析を試みたものである。

第一に、全21回の国民審査の投票率および罷免要求率（×票率）を検討した。まず、国民審査の投票率およびそれと同時に実施される総選挙の投票率を比較し、そのポイント差の近接と乖離で特徴的な回次の背景を説明した。罷免要求率については、全回次の全般的罷免要求率を算出し、それが最も高かった4回次の原因をさぐった。また、審査対象裁判官が多ければ多いほど、全般的罷免要求率は低下するとしたダネルスキー仮説が、すでに第8回（1969年）以降はあまりあてはまらなくなっている。これを相関係数から実証しその理由を究明した。

第二に、革新政党やその関係団体による組織的罷免要求運動の高揚と衰退を論じた。それが最も盛んに展開された第9回（1972年）の分析から説き起こして、司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議の活動や、共産党、社会党・社民党が各回次で機関紙に提起した投票方針を精査した。共産党は第18回（2000年）から×票指示をやめ、社会党・社民党は1993年の政権入り前後から×票の訴えをかなり弱めていることがわかった。

一方、全般的罷免要求率を地域別にみると、沖縄県がほぼ一貫して最高率を記録している。投票率も毎回顕著に低い。この事実を導き出すとともに、それは沖縄県の有権者による裁判所および国政全般に対する怒りを表明であることを指摘した。

第三に、最高裁判所裁判官の任命の年齢上限を、国民審査を受けさせるという観点から検証した。小選挙区で与党が圧倒的な議席数を得る今日では任期満了近くまで解散が先送りされてしまう事態が想定される。これは国民審査の対象裁判官を恒常的に多数にするばかりか、定年退官までに国民審査にかからない裁判官を生み出す可能性がある。任命年齢の引き下げはこうした懸念を解消する。同時に、当然これは

在職期間の長期化をもたらし、従って各裁判官に憲法問題を熟考する時間を与えられる点でも望ましいと主張した。

第四に、第1回をのぞく20回分の国民審査公報の記載内容を吟味した。従来あった1,000字の字数制限は第19回(2003年)から撤廃された。撤廃に至った経緯を跡づけ、その前後で各審査対象裁判官の執筆字数などにかなる変化がみられたかを分析した。加えて、記載内容に「信条」「読書」「趣味」といった裁判官の人柄がうかがえる記述項目の起源をたどり、それら項目にみられる個性的な記述を紹介した。

最後に、国民審査の今後を展望した。民意に根拠づけられた「国民の裁判所」であることを担保し、司法の独走を抑止するためにも、国民審査は存置し充実化を目指すべきである。現行の審査方法は形骸化を助長する点で望ましくない。○×式投票方式の導入、裁判官任命諮問委員会の復活を提案した。

キーワード：国民審査、国民審査公報、罷免要求率、ダネルスキー、下田武三、司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議、池田克

## 目次

はじめに

- 1 国民審査全21回を計量分析する
    - (1) 投票率の推移とその原因
    - (2) 罷免要求率が示唆するもの
  - 2 組織的罷免要求運動の盛衰
    - (1) 第9回国民審査と「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」
    - (2) 機関紙にみる共産党と社会党の罷免要求方針
    - (3) 国民審査で闘う沖縄県の有権者
  - 3 国民審査からみた最高裁判官人事
  - 4 国民審査公報の記載内容を検証する
- むすびにかえて

## はじめに

### 第21回国民審査の衝撃

2009年8月30日に実施された総選挙と同時に行われた第21回最高裁判所裁判官国民審査は、それまでの「常識」とは大きく異なる結果をもたらした。従来、国民審査の投票結果については「順序効果」が指摘されてきた。

すなわち、罷免を可とする×票は投票用紙の一番右側に記載される裁判官に最も多く集まり、その後は掲載順に従って次第に左へと逓減していくというものである。

後述するように、実際にはこのようにきれいな「順序効果」が現れた国民審査回次は3回（第8回、第10回、第12回）だけにすぎない。とはいえ、審査対象が1人だった第3回をのぞく20回の国民審査のうち半数を上回る11回で、投票用紙の一番右側の裁判官に最も多くの×票が投ぜられてきた<sup>(4)</sup>。要するに、ほとんどの有権者は裁判官を個別に考えて投票に臨むわけではないのである。審査に付される裁判官氏名の投票用紙への掲載順は告示順であり、それは中央選挙管理会によるくじで決められる（最高裁判所裁判官国民審査法第14条）。一番右側に氏名が記載された裁判官は、くじ運が悪かったというほかない。

ところが、直近の第21回国民審査では、9人の対象裁判官のうち、罷免要求率の最高だった裁判官（涌井紀夫7.73%）の記載順は右から3番目であった。2位の×票を集めた裁判官（那須弘平7.45%）は6番目である。すなわち今回は、有権者は個々の裁判官を明確に識別して、意中の裁判官に×票を投じたと指摘することができる。その原動力になったのが、1票の格差是正を訴える「一人一票実現国民会議」が、2009年7月下旬から8月の国民審査当日まで、全国紙を中心に15回掲載された一面全部を使っての意見広告「一人一票の実現のために最高裁裁判官に対する国民審査権を行使しよう！」である<sup>(5)</sup>。

この影響は大きかった。1票の不平等を容認する、合憲であるとする判決にくみした涌井、那須両判事に×印を意識的に付けた有権者が少なからずいたことを投票結果は示している<sup>(6)</sup>。

加えて、興味深い事実がある。この国民審査の1か月後の2009年9月30日、2007年参院選定数訴訟の上告審判決が大法廷で言い渡された。そこで

は、那須は前回の合憲判断（「一票の不平等を容認」）から違憲に回ったのである。多数意見は最大4.86倍の格差は「違憲とはいえない」（10人）で、訴えは退けられた。国民審査の結果が那須の心証形成にどの程度影響を与えたかはわからない。しかし、まったく影響を与えなかったとはいえないのではないか<sup>(4)</sup>。もっといえば、争点が明確にされれば、国民審査制度はその秘められた力を発揮できるのではないのか。

本稿は国民審査制度の成立過程を論じた前稿<sup>(5)</sup>の続編として、21回にわたる国民審査およびそのたびに発行される国民審査公報の実体分析を試みる。これを通して、国民審査の実質化に資したい。その際、主に依拠するのは国民審査の投票結果と国民審査公報の記述内容という客観的データである。国民審査についてその意義と現実の乖離を指摘する論考は数多く存在する。しかし、客観的データを計量的に読み解いた先行研究はわずかではない<sup>(6)</sup>。本稿はこれに伍するものである。

付記：本稿の記述の根拠になっている国民審査各回次における審査対象裁判官の告示順（投票用紙記載順）、氏名、罷免を可とする投票数、罷免を可としない投票数、罷免要求率、および衆院総選挙と国民審査の投票率は、国民審査／総選挙の回次ごとに総務省（旧全国選挙管理委員会、旧自治庁、旧自治省）が作成・発行する『衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』に基づいている。東京都で集計ミスがあったが、その判明が審査会による数値確定の後であった第15回（1990年）<sup>(7)</sup>については、集計ミスがなかった場合の数値を採用した。

また、以下のグラフ、表のなかで典拠が示されていないものは、この『衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』に依拠して、筆者が作成したものである。資料の引用文中に旧字体が用いられている箇所は新字体に改めた。引用文中の〔 〕は引用者が補ったものである。

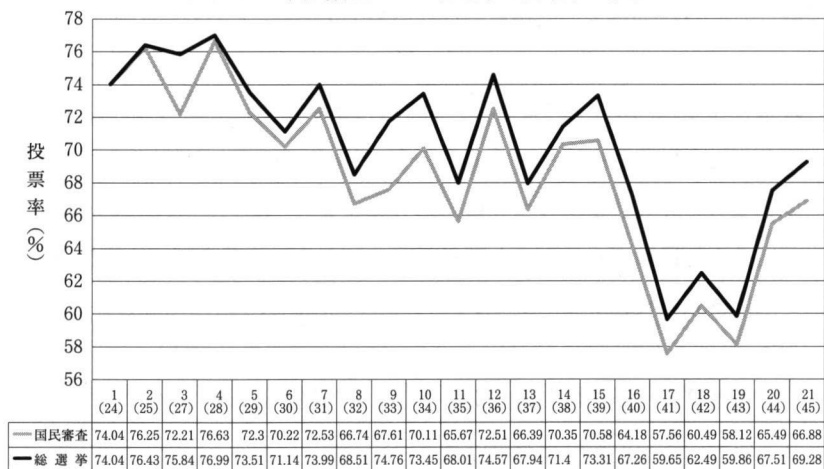
## 1 国民審査全 21 回を計量分析する

### (1) 投票率の推移とその原因

#### 国民審査および総選挙の投票率の推移

国民審査は憲法第 79 条第 2 項に基づき衆院総選挙と同時に実施される。両者の投票率にはどれくらいの差がみられるのだろうか。それを示したのがグラフ 1 と表 1 である。

グラフ 1 国民審査および総選挙の投票率の推移



国民審査回次（総選挙回次）

注：第 26 回総選挙で国民審査対象裁判官はおらずに、国民審査は実施されなかった。  
第 41 回以降の総選挙の投票率は小選挙区のもの。

#### 第 1 回国民審査における投票用紙の「同時交付」

このように、全般的にみて国民審査の投票率は総選挙のそれを下回っている。ただし、1949 年 1 月 23 日の第 1 回国民審査／第 24 回総選挙に限っては、両者はまったく一致している。全国選挙管理委員会による当該回次の

表1 国民審査と総選挙の投票率のポイント差

回次	1/24	2/25	3/27	4/28	5/29	6/30	7/31
ポイント差	0	0.18	3.63	0.36	1.21	0.92	1.16
回次	8/32	9/33	10/34	11/35	12/36	13/37	14/38
ポイント差	1.77	4.15	3.34	2.34	2.06	1.55	1.05
回次	15/39	16/40	17/41	18/42	19/43	20/44	21/45
ポイント差	2.73	3.08	2.09	2	1.74	2.02	2.4

注：「ポイント差」は当該回次の（総選挙の投票率）－（国民審査の投票率）で、小数点第2位までで算出。

『結果調』をみると、集計された全国の投票者数（3,117万5,895人）と棄権者数（1,092万9,405人）が両者で同じ数値である<sup>(8)</sup>。これには当該回次の投票方法が大きく関わっている。

投票日を1週間後に控えた1月17日、全国選挙管理委員会は「国民投票の意義および投票方法が一般によく分かっていない」ことを憂慮して、都道府県選挙管理委員会に次のように通知している（下線は引用者）。確かに、東京都区部と福岡市を対象にした朝日新聞社による世論調査では、有権者の7割が国民審査の実施を知らなかった<sup>(9)</sup>。

- 一、投票箱については衆議院議員選挙用と国民審査用とを別にする方針を改め、同一の投票箱を用いる
- 一、投票所では選挙と審査投票用紙を同時に交付する
- 一、投票管理者、投票立会人は有権者が必ず審査投票を行うよう監視する
- 一、投票所の内外に審査を受ける裁判官の氏名、経歴を掲示して有権者の便利を図る
- 一、投票用紙の記載方法を投票用紙交付の時、詳細に指示する<sup>(10)</sup>

投票者数とは投票所で投票用紙を交付された者の数である。これを分子に

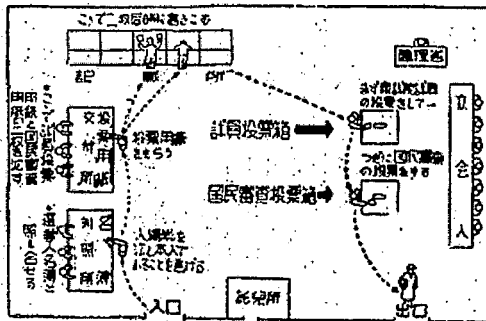
して投票率は算出される。それゆえ、「同時に交付」すれば国民審査と総選挙の投票者数および投票率は同じ数値になる。言い換えれば、国民審査だけ棄権することは認められなかった。これとは別に、実際に投票箱に投じられた票は投票総数として集計される。記載所での票の放置や票の持ち帰りなどがあるので、投票者数と投票総数は合わない。そして、第1回国民審査の投票総数は3,105万2,735票であった。これは総選挙の投票総数より11万5,891票少なかった<sup>(11)</sup>。この点を表にまとめると、次のようになる。

表2 第1回国民審査／第24回総選挙の投票者数と投票総数

1949.1.23投票	投票者数 (A)	投票総数 (B)	(A)-(B)
第1回国民審査	31,175,895	31,052,735	123,160
第24回総選挙	31,175,895	31,168,626	7,069

国民審査の棄権者を抑止するため投票用紙を同時交付し「同一の投票箱」を用いた。それでも、投票率には表れないものの、総選挙の倍近い数の投票者が実際には国民審査を棄権したのである。ただし、東京都は全国選挙管理委員会の先の通知にもかかわらず、その翌日の18日、別々の投票箱を設置することに決めている<sup>(12)</sup>。都内の投票所の設営方針は下図のとおりであった。

図1 第1回国民審査／第24回総選挙の投票所の設営図



出所：『朝日新聞』1949年1月22日。



第1回国民審査の直後に弁護士佐々木正泰が「今回行はれた国民審査は（中略）その〔投票用紙の〕持ち帰りを禁止して投票を余儀なくせしめ」<sup>(13)</sup>と、棄権の自由が封殺されたことを批判している。第1回ということで、投票現場で「必ず審査投票を行うよう監視する」「記載方法を詳細に指示する」に行き過ぎがあったに違いない。また、2枚の投票用紙を同時に渡されても、国民審査の投票用紙を受け取らない有権者は当然いたはずである。しかし、投票者数の集計にはそれは反映されない。

### 第3回で認められた「棄権の自由」

第2回国民審査／第25回総選挙（1952年10月1日）からの『結果調』には、両者別々の投票者数・棄権者数が記録されている。棄権の自由は認められなかったものの、実際に投票所で国民審査の投票用紙を受け取らなかった投票者を棄権者として「正確に」数えたのであろう。その結果、当然両者の投票率に差が生じることになった。ただし、この回次ではわずかな差でしかない（0.18ポイント；8万5,784人）。これは国民審査の投票用紙の受け取りを勧める「監視」「指示」が多くの投票所でなされたためではないか。次の投書はそれを示唆している。

「裁判官の国民審査には批判する力がないので棄権して帰ろうとする  
と立会人が押しとどめて『分らなかつたらそのまま入れて下さい』とし  
きりにすすめるのです。私は白紙でいれれば賛成したことになるからと、  
やっと断ってきましたが、なかなか承知してくれませんでした。」<sup>(14)</sup>

加えて、第3回（1955年2月27日）を前に共産党中央機関紙『アカハタ』は、「これまでの例では、信任、不信任のどちらともきまらない有権者にたいしては「なにも記入せず投票せよ」ということが強制されている」<sup>(15)</sup>と報

じている。

ところが、第3回になると総選挙の投票率との差は3.63ポイントと大きく開く。投票日に先立つ2月16日に、東京の一部弁護士たちが結成し、前出の佐々木が代表を務める国民審査改革協議会は中央選管に「国民はこの審査を棄権する自由を持っているはずだ」として、投票方法の改善を申し入れた。これを受けて、中央選管は棄権したい有権者は投票所で審査用紙を受け取らなくてよく、その旨を投票所に掲示するよう地方選管に通達した<sup>(16)</sup>。やはりそれまでは、係員によって投票用紙が半ば押しつ的に交付されていたのである。この通達の結果、国民審査は棄権する有権者が激増した<sup>(17)</sup>。

当該回次の『結果調』には「国民審査の制度が国民の日常生活に直接的な関連をもたぬ最高裁判所裁判官の解職請求制度であるため、いまだにこの制度になじまず、総選挙については投票しながら、国民審査の投票を棄権した者があるためである」<sup>(18)</sup>とその原因が分析されている。

続く第4回（1958年5月22日）では、総選挙の投票率との差は0.36ポイントと再び大幅に縮まる。これは明らかに不自然である。第3回の低投票率を深刻に受け止めた自治庁選挙部が、第4回に際して投票所での棄権抑止の「監視」「指示」を各地の選挙管理委員会に暗に求めたのではないかと推測する。その後の両者の差は最も接近した回次でも第6回（1963年11月21日）の0.92ポイントであった。それ以外は1ポイント以上開いている。残念ながら、この回次の『結果調』には投票率の差が前回より大きく縮減した理由は記されていない。

### 第9回が最大差となった理由

逆に、両者の投票率の乖離が最も著しいのは第9回（1972年12月10日）である。4.15ポイントの開きが生じた。上記のとおり、第3回以降投票所には棄権する場合は投票用紙を受け取らないようにとの掲示がなされていた。

自治管第125号	昭和44年12月3日
都道府県選挙管理委員長殿	自治省選挙部長
最高裁判所裁判官国民審査の投票について	
第23回衆議院総選挙と同時に行なわれる最高裁判所裁判官の国民審査の投票については、下記の通り取り扱うことが適当と考えられるので通知する。	
記	
一 省略	
二 国民審査投票については、投票の強制にわたるといふ非難もあるので投票所内の適当な箇所に次のような趣旨のことを掲示することが適当であること。	
最高裁判所裁判官 国民審査投票上の注意について	
一 国民審査の投票用紙には	
(1) やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いて下さい。	
(2) やめさせたくないと思う裁判官については、何も書かないで下さい。	
二 投票したくない人は、投票用紙を受け取らないで下さい。	
三 投票用紙を受取っても、やめさせるかやめさせないかを決められない人は、投票箱に入れないで係員に返して下さい。	

出所：繁田實造〔1973〕「最高裁判所長官の国民審査について」『龍谷法学』第6巻第2号，241頁。

その上第8回（1969年12月27日）からは、日弁連などが白紙投票させるのは信任投票の強制だと批判したことに応えて、自治省は次の通達を出した。

「国民審査投票上の注意について」以下の部分が投票所での掲示例文に当たる。第8回ではそれまでの「一」「二」に「三」の一文が加えられたのである。とはいえ、このときはこれに基づく自治省の指導は投票日直前になってしまったため、投票所に十分には行き渡らなかった<sup>(19)</sup>。一方、第9回では公示前からこれら3項目の注意書の掲出が指導された。また、日弁連は「判断のつかないときは投票用紙を返そう」という趣旨のパンフレットを街頭で配布する運動を展開した<sup>(20)</sup>。

実際に各投票所で「投票所内の適当な箇所」に掲示がなされたのかどうか<sup>(21)</sup>、さらにはきちんと掲示されたとしても、それがどの程度の影響をもたらしたかは正確につかみようがない。しかし、国民審査と総選挙の投票率でそれまでの最大差がついたということは、注意書の有意な効果を示してい

よう。同時に、投票率が下がった分「白紙委任」票が減ったため、後述のように第9回の全般的罷免要求率は上昇することになった。

より「過激」に、投票所に来た有権者に係員が国民審査の投票の意思確認をした上で、投票用紙を交付したらどうなるか。第11回（1979年10月7日）でこうした珍事が起こった。このとき、長崎県西彼杵郡三和町（2005年1月に長崎市に合併）の各投票所で、国民投票の意思確認が行われ、「投票する」と答えた有権者にのみ投票用紙が渡された。その結果、三和町の国民審査投票率は実に7.97%にすぎなかった。三和町選管が先の「三」を拡大解釈した勇み足であった<sup>(22)</sup>。同町の総選挙の投票率が75.7%だったので、投票に来た有権者の10人に9人が国民審査を棄権した計算になる。

この珍事は有権者の国民審査に対する無関心ぶりをはしなくも明らかにしている。やはり、ほとんどの有権者はおざなりに投票しているのが実情なのである。

第10回（1976年12月5日）以降の投票率の差は1ポイント台から3ポイント台前半で推移しており、平均で2.2ポイントの乖離となっている。

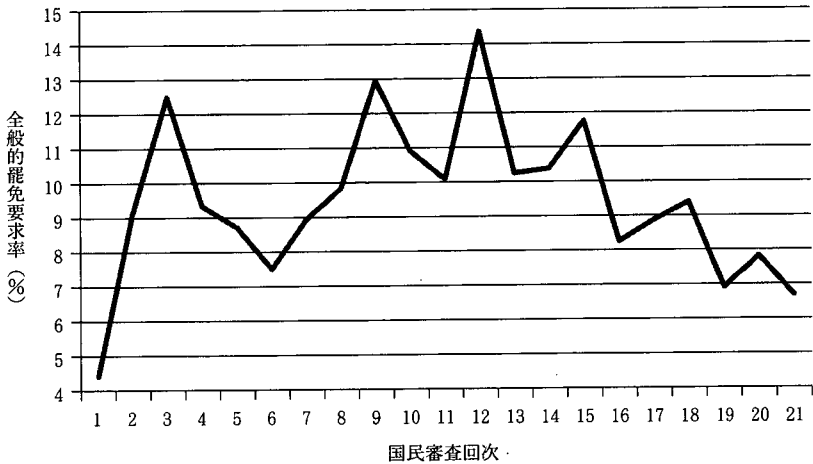
## (2) 罷免要求率が示唆するもの

### 全般的罷免要求率の高率4回次

周知のとおり、国民審査の投票方式は「やめさせた方がよいと思う」裁判官の氏名の上の記入欄に「×」をつけるやり方である。ここで、×票すなわち「罷免を可とする投票」を(a)票とし、無印で投じられた「罷免を可としない投票」を(b)票とする。回次ごとに審査対象となった各裁判官の(a)票の合計を(A)とし、各裁判官の(b)票の合計を(B)とすれば、「 $(A)/(A)+(B) \times 100$ 」がその回次の「全般的罷免要求率」(%)となる。それを回次ごとに算出すると、どのような傾向が現れるのであろうか。

グラフ2で明らかのように、全般的罷免要求率は全体的には、第12回

グラフ2 全般的罷免要求率の推移



(1980年6月22日)をピークにそれまでは傾向的に上昇し、それ以降は傾向的に低落している。

全般的罷免要求率が10%を超えたのは、第3回と第9回から第15回までの8回である。それらの間に4つの峰がある。

このうち第3回(12.49%)は審査対象裁判官が1人だったこと、および後述のような組織的罷免要求運動が展開されることが、×票を増加させたと考えられる。同時に、前記の投票率の低下が罷免要求率を押し上げたのである。第9回(12.95%)が高いのもこれら3つの要因が理由として指摘できる。後述する下田武三、岸盛一両判事に対する組織的罷免運動は、当時叫ばれた「司法の危機」を背景にきわめて大きな広がりを見せた。その結果、下田の罷免要求率は国民審査史上最高の15.17%に達した。

また、第12回(14.38%)は全21回の中で最も高い全般的罷免要求率を示している。告示順で筆頭になった谷口正孝の罷免要求率は、史上2位の14.84%に達した。第12回ははじめての衆参同日選の折に行われたものである。前回総選挙からわずか半年で解散総選挙になったため、その間に最高裁

判事に就任し審査対象となった裁判官4人のみであった。しかも、彼らには最高裁での業績がなかった。それゆえ国民審査公報の「最高裁判所において関与した主要な裁判」項目には、4人がそろって「就任して日が浅いので、特に記すべきものはない」と書かざるをえなかった。

次項でみるダネルスキー仮説どおり、この回次での審査対象裁判官は4人と少なかったことが×票増加に大きく寄与していよう。加えて、審査の判断材料が提示されない有権者のいらだちも×をつける誘因になったのではないか。個人別の罷免要求率はみごとな順序効果を示している<sup>(23)</sup>。これものちに述べる「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」はこの回次で、「司法エリート官僚として、司法反動化路線を策定・遂行してきた寺田治郎裁判官に×印票を集中する」方針を決定し運動を展開した<sup>(24)</sup>。しかし、告示順で三番目の寺田の罷免要求率は3位にとどまり、運動の効果は現れなかった。

4つ目の峰に当たる第15回（1990年2月18日）の全般的罷免要求率は11.76%である。それに先立つ1989年12月13日の最高裁裁判官会議は、28道府県の41の地家裁支部を廃止する規則改正を行った<sup>(25)</sup>。施行は1990年4月1日からであった。支部廃止という「司法行革」が提案された当初から地元自治体の反発は大きく<sup>(26)</sup>、その決定にかかわった最高裁裁判官への怒りが×票の増加に結びついたと考えられる（ただし、審査対象となった8人のうち橋元四郎平、中島敏治郎両判事は当時まだ任命されていない）。

たとえば、廃止が決まった愛媛地家裁八幡浜支部の管轄区域である八幡浜市と西宇和郡の全般的罷免要求率は、それぞれ24.08%と12.27%に達した。平田久市・八幡浜市長を会長とした八幡浜支部統廃合問題対策協議会は×印記入を決議していた。同様に、福岡地家裁甘木支部の管轄区域である甘木市（現・朝倉市）と朝倉郡でも住民運動が展開され、甘木市では実に35.67%、朝倉郡で28.72%であった<sup>(27)</sup>。比較のために、当該回次のそれら市郡、県お

表3 第15回国民審査の全般的罷免要求率の比較

第15回国民審査	八幡浜市	西宇和郡	愛媛県	全国
全般的罷免要求率(%)	24.08	12.27	9.76	11.76
第15回国民審査	甘木市	朝倉郡	福岡県	全国
全般的罷免要求率(%)	35.67	28.72	14.79	11.76

作成参照：愛媛県選挙管理委員会〔1990〕『平成2年2月18日執行衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』、および福岡県選挙管理委員会〔1990〕『選挙の記録 平成2年3月』。

よび全国の全般的罷免要求率を表にまとめておく（表3）。

全国的には、後述の司法の独立と民主主義を守る連絡会議がそれまで同様に審査対象の裁判官を紹介するビラを配布したにとどまらず、ポスターや壁新聞を掲出して国民審査の啓発により注力したことも、一定の影響を与えたと考えられる。

### ダネルスキー仮説は依然としてあてはまるか

国民審査の計量分析についての先駆的業績を残したダネルスキー（David J. Danelski）<sup>(28)</sup>は、審査対象裁判官の数が多ければ多いほど、全般的罷免要求率は低下すると指摘した。そこで、各回次の全般的罷免要求率と対象裁判官数を表にまとめたのが表4である。

そもそもなぜ有権者は「×」をつけるのか。和田安弘は第9回、第10回（1976年12月5日）、そして第11回（1979年10月7日）の3回の国民審査について、東京23区の有権者を対象にサンプル調査を行っている。有効回答数は順に499、356、488である。その結果によれば、×票を投じた理由として最も多いのは最高裁全体に対する不信・批判であった。これが×票を投じた人が挙げた理由全体の51.2%に達している<sup>(29)</sup>。

これを順序効果と考え合わせれば、多くの有権者は個別の裁判官ではなく、最高裁全体への異議申し立てとして、投票用紙の最初に記載された数人の裁

表4 各回次の全般的罷免要求率と対象裁判官数

国民審査回次	1	2	3	4	5	6	7
全般的罷免要求率(%)	4.41	9.1	12.49	9.33	8.71	7.5	8.94
対象裁判官数	14	5	1	5	8	9	7
国民審査回次	8	9	10	11	12	13	14
全般的罷免要求率(%)	9.83	12.95	10.89	10.08	14.38	10.25	10.38
対象裁判官数	4	7	10	8	4	6	10
国民審査回次	15	16	17	18	19	20	21
全般的罷免要求率(%)	11.76	8.27	8.87	9.39	6.91	7.82	6.69
対象裁判官数	8	9	9	9	9	6	9

判官に「×」をつけるのである。和田が調査対象とした3回のうち、第10回と第11回の全般的罷免要求率は、きれいな順序効果をなしている。第9回は前述の事情から特定の2人の裁判官に多くの×票が投じられたが、その2人をのぞけば順序効果が現れている<sup>(30)</sup>。

そして、最初の数名に「×」をつければ気が済むので、投票用紙の左側に行くにつれて、「×」はつかなくなる。従って、審査対象裁判官の数が少なければ、全般的罷免要求率は高くなる。それが1人であった第3回はその後で突出した罷免要求率となった。逆に、投票用紙の左側が長ければ長いほど、「×」がつかない裁判官が多くなり、全般的罷免要求率は低くなる。これがダネルスキーの仮説である<sup>(31)</sup>。

ダネルスキーが分析対象としたのは第1回から第7回(1967年1月29日)までである。これら7回で全般的罷免要求率と対象裁判官数の相関係数を求めたところ、 $-0.93$ と算出された。すなわち、ダネルスキー仮説どおり強い負の相関が認められるのである。しかし、現在までの21回で求めると $-0.61$ となり、ある程度の負の相関でしかなくなる。第8回以降では、第9回を典型としてダネルスキー仮説があてはまらない回次が少なくない。第8回から第21



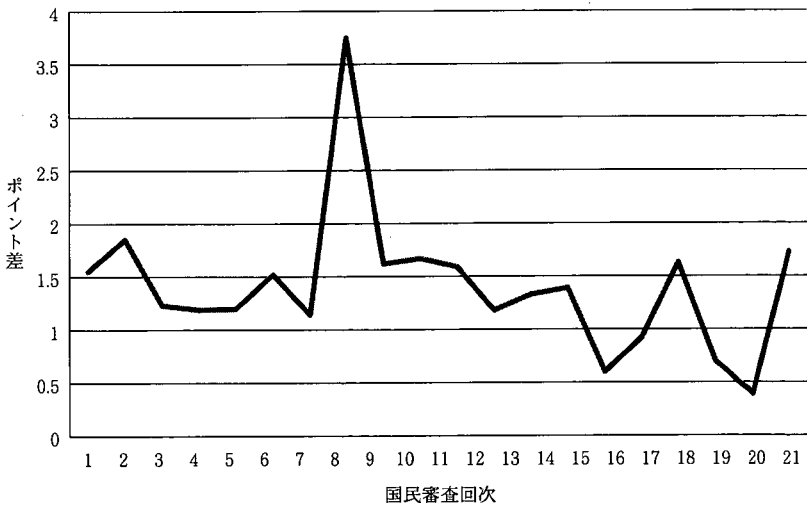
回までの相関係数は $-0.40$ であり、負の相関はかなり弱くなってしまふ。

### 罷免要求率のポイント差が示唆するもの

ダネルスキー仮説があてはまりにくくなっているということは、何を意味しているのだろうか。それを考える上で注目すべきなのは、各回次で罷免要求率の最高だった裁判官と最低だった裁判官の罷免要求率のポイント差である。そのポイント差が開けば開くほど、有権者は個別に裁判官を意識して×票を投じていることを意味する。あるいは、最初の数名が最高裁を代表する裁判官とみ立てられ、投票用紙の右側の数名に×票が偏るためにポイント差が開くことも考えられる。どちらにせよ、差が開くということは、有権者がおざなりではなく、何らかの意図をもって「×」をつけているとみなしてよかるう。その推移を示したのが、**グラフ3**である。

これを見ても、第9回がいかに「特異な」国民審査だったかがわかる。ポイント差は3.75ポイントにのぼる。これに対して、第16回（1993年7月18

**グラフ3** 各回次の罷免要求率の最高値と最低値のポイント差の推移



日)、第17回(1996年10月20日)、第19回(2003年11月9日)、および第20回(2005年9月11日)で差が1ポイントを下回っている。言い換えれば、これらの回次の罷免要求率の折れ線グラフは水平に近くなっているのである<sup>(32)</sup>。第20回に至っては0.39ポイントまで縮まる。これは過去最少記録であった。

もはや有権者は個別の裁判官はもとより、最高裁全体についても明確な意識をもたずに、惰性的に投票していることここにきわまれりである。そのため、投票用紙の長短にかかわらず、無作為に「×」がつけられるのではなからうか。

この傾向に歯止めをかけたのが直近の第21回である。前述の「一人一票実現国民会議」の運動の成果で特定の裁判官に「×」が集中したため、ポイント差が開いた。ただ、それでも第21回の全般的罷免要求率は6.69%にすぎない。これは第1回をのぞけば最低の数値である。「一人一票実現国民会議」の運動の成果に目を奪われてしまうが、実は第21回の結果は有権者の最高裁への無関心がきわめて深刻な状況にあることを示している。

### 最高裁長官は認識されているか

有権者の惰性的投票をはかる目安として、審査にかかる最高裁長官の罷免要求率を検討してみよう。有権者が最高裁長官を認識して投票しているとすれば、その罷免要求率とその他の審査対象裁判官のそれとは、有意な差がみられるはずである。ただ、多くの最高裁長官は最高裁判事からの昇格者で、最高裁判事時代にすでに国民審査を受けている。その後長官になったとしても次の国民審査までには定年退官している。そのため、最高裁長官として国民審査の対象になった者は歴代17人の長官のうち6人にすぎない。これに長官就任2日前に国民審査を受けた草場良八<sup>(33)</sup>を含めた7人の罷免要求率と当該回次の全般的罷免要求率を比較してみる(表5)。

表5 最高裁長官の罷免要求率

回次	1	2	5	14	15	18	21
長官名	三淵忠彦	田中耕太郎	横田喜三郎	矢口洪一	草場良八	山口繁	竹崎博允
長官罷免要求率(a)	5.55	8.12	8.23	10.81	11.10	9.60	6.25
全般的罷免要求率(b)	4.41	9.10	8.71	10.38	11.76	9.39	6.69
(a-b)	1.14	-0.98	-0.48	0.43	-0.66	0.21	-0.44
告示順/対象裁判官数	9/14	3/5	6/8	5/10	8/8	6/9	7/9

各長官の告示順はたまたま中位から後位であるので、順序効果ゆえに「×」が多く付けられるという要因を割り引く必要はない。この結果から、最高裁草創期の2人の長官については、投票者は明確に長官であることを意識して投票していたことがこの差は示している。三淵の場合、1948年10月以来病氣療養中で職責を果たせずにいたことも、罷免要求率を引き上げたと考えられる。また差は0.5ポイント前後ではあるが、横田と草場は目立って最下位の罷免要求率であり、逆に矢口は告示順中位ながら第2位の罷免要求率であった。これらは後掲のグラフ6とグラフ8ではっきり認識できる。言い換えれば、彼ら3人に対しても投票者は長官であると認めた上で投票しているのである。

ところが、山口、竹崎になるとグラフの形状からはそうした意識は読み取れない(後掲のグラフ9)。とりわけ、竹崎は東京高裁長官から現役の最高裁判事14人を飛び越していきなり最高裁長官に就任したため、就任時にはマスメディアで大きく報じられた<sup>(34)</sup>。それでも有権者の認知度は低く、第21回では「一人一票実現国民会議」のキャンペーンの前に竹崎長官の名は埋没した感がある。ここ15年前後で「名もない顔もない司法」(ダニエル・フット)の状況は、一段と進んだのではなかろうか。

## 2 組織的罷免要求運動の盛衰

### (1) 第9回国民審査と「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」

#### 組織的罷免要求運動が最も高揚した第9回国民審査

×票が顕著に増えた回次は、組織的な罷免要求運動が展開され、それに少なからぬ有権者が応じた結果である。全21回の国民審査のなかでも第9回は、運動が大きな高揚をみせたこととそれを反映した全般的罷免要求率の高さで際立っている。この回次に下田武三、岸盛一の両判事が審査対象になったことが高揚の直接の原因であった。

下田は外務事務次官、駐米大使を経て1971年1月に最高裁入りした。その年の5月14日、新潟地裁で開かれた裁判官との懇談会で「裁判官は体制的でなければならない。体制に批判的な考えをもつ人は裁判官をやめて、政治活動をすべきだ」と発言したと報じられ、厳しい批判を浴びた<sup>(35)</sup>。外務事務次官および駐米大使時代にも大胆な物言いを繰り返し、「型破り大使」とまでいわれた。とりわけ、駐米大使時代の1969年1月7日には、沖縄返還問題に関して「米側の態度からみて、本土なみで対米交渉にあたることは、責任ある外交のやり方ではない」と述べた。これは「核基地つき返還」を意図するものだと、野党各党から一斉に反発を招いたのである<sup>(36)</sup>。こうした「前科」のある人物だけに、最高裁判事への起用には意外感と不安感を持って受け取られていた。

一方、職業裁判官出身の岸盛一には、最高裁事務総局事務総長として青法協（青年法律家協会）会員裁判官の脱会工作に辣腕をふるった経歴があった。事務総長在任中の1970年4月には、裁判官の「政治的団体」加入は好ましくないとした「公正らしさ論」を最高裁の公式見解として発表している。さらに同年5月8日の衆院法務委員会では「全国の裁判官がそれ〔「公正らし

さ論]]を尊重し、その線に沿った態度をとらなければならない」と答弁した<sup>(37)</sup>。

1969年1月に就任した石田和外最高裁長官は、自民党などからの「偏向裁判」批判に応えるかたちで、最高裁の保守化路線を強行に推し進めていた。彼ら二人はそれを象徴する存在だった。一方、長沼ナイキ訴訟をめぐる平賀書簡問題（1969年）、それをきっかけとした青法協攻撃、そして宮本康昭判事補の再任拒否事件（1971年）と急展開する「司法の独立の危機」<sup>(38)</sup>に革新陣営は相当の危機感を募らせていたのである。1972年の第9回国民審査はこのような時代状況の下で行われた。それゆえ、次項でみる組織的罷免要求運動が有権者のかなりの関心を喚起し、下田と岸に大量の×票が投じられることになった。

### 第9回国民審査に対する野党各党の方針

革新陣営を政治的に代表した当時の野党はいかなる方針で臨んだのか。

共産党は第1回国民審査から一貫して審査対象の全裁判官に×票を投じることを党の方針としてきた。第9回でも同様の方針であった。中央機関紙『赤旗』の社説にあたる「主張」欄にはこう書かれている。

「日本共産党は、全有権者にたいし、今回の最高裁裁判官の国民審査で、親米反共の元外交官として悪名高い下田裁判官、青法協攻撃の先頭に立った岸裁判官をはじめ、自民党政府に迎合する最高裁の七人の裁判官全員にたいし不信任投票をおこなうようよびかけるものです。」<sup>(39)</sup>

すなわち全員×票の方針ながら、あえて下田と岸を名指したのである。

社会党は回次により方針を変えてきたが、第9回では全員罷免が党の方針であった。それを伝える中央機関紙『社会新報』は次のように書いている。

「社会党では審査に付される七人の裁判官全員を信任しないことを明らかにし、そのうちでもとくに米国のベトナム戦争政策や沖縄の核付き返還を積極的に支持し、安保体制堅持をとえ、さらに「体制に批判的な裁判官は裁判所をやめよ」と暴言をはいた下田武三裁判官、青法協批判をはじめ裁判官の思想統制の先頭にたった岸盛一裁判官の罷免要求を集中するとの態度を決定した。」<sup>(40)</sup>

このように、『赤旗』よりくわしく両者の「罪状」を解説している。その記事の見出しは「全員罷免実現しよう とくに下田、岸に重点を」であった。

野党のなかでむしろ注目すべきは、それまで国民審査への態度を決めてこなかった公明党が、下田と岸への罷免運動に加わったことである。「政府の意向をくんだ偏向的発言が多く、司法権の独立を守るべき責任ある最高裁の裁判官には不適任だ」というのがその理由であった<sup>(41)</sup>。前者が下田を、後者が岸を指していよう。民社党は機関紙をみる限り、投票方針を示していない。

また、直接的には罷免要求運動には結びつかないが、この第9回国民審査を直前にひかえた12月5日には、全国の大学の法学部長ら20人が「国民審査に関心を持とう」という声明を発表した。青山学院大学の小林孝輔法学部長、明治大学の和田英夫大学院長らが呼びかけ人として名を連ねた。声明文には「ここ数年司法をめぐる数多くの事件が発生し、今回の国民審査のもつ意義はきわめて大きい」<sup>(42)</sup> などとある。上述の「揺れる司法」が声明の背景をなしていることがわかる。

この回次では日弁連も、審査対象の7人の判事の略歴や国民審査の意義をわかりやすく紹介した独自のパンフレットを作成・配布している。そこには裁判官の再任問題や青法協問題の説明も掲載された<sup>(43)</sup>。

## 「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」の罷免要求運動

1960年代末からの「司法の危機」ないしは「揺れる司法」とよばれる司法の異常事態は、学者、知識人を動かした。1971年6月22日、学者、弁護士、評論家、作家など154人が、最高裁に反省を求め国民に司法の独立と民主主義擁護を呼びかける声明を発表した。そのための国民運動も行っていくとされた<sup>(44)</sup>。これを受けて、1971年9月11日には「司法の独立と民主主義を守る国民の集い」が開かれ、弁護士、学者、労組員、学生ら約1,500人のほか、社会、公明、共産各党代表が参加した。そしてその場で「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」（以下、連絡会議）を結成させたのである。併せて、その集いでは、次の国民審査では全員ないしは不適任とみなされる何人かに×印を記入する運動を広げていくことが申し合わされた<sup>(45)</sup>。

この方針に沿って、第9回国民審査を前に連絡会議は世話人14人のアピールを1972年11月17日に発表する。そこでは審査対象の7人のうち下田が別格扱いで批判されているのに加えて、「高級司法官僚岸盛一裁判官など他の六人の裁判官もいずれも積極・消極に司法の反動化を推進する役割を果たしてきました」と記されている<sup>(46)</sup>。しかし特定の裁判官ないしは7人全員に×印をつけよといった具体的な指示は表明されていない。その後、連絡会議は街頭活動も繰り広げているが、やはり「最高裁に批判の×を」「国民審査には×印」といった抽象的なスローガンにとどまっていた<sup>(47)</sup>。

その後も国民審査にあたっては、何らかの運動を展開したはずであるが、第10回および第11回についてはそれを裏付ける記述を探し出せなかった。

第12回になると、連絡会議は「寺田治郎裁判官に×印を！」という罷免対象裁判官を名指しした方針を決めている<sup>(48)</sup>。実際の投票結果は告示順3位の寺田が罷免要求率でも3位にとどまり、運動の効果はみられなかった。とはいえ、前述のとおりこの第12回の全般的罷免要求率はこれまでで最高率を記録している。

第13回（1983年12月18日）では「第十三回最高裁判官国民審査にむけて訴えます」という文書を、連絡会議は諸団体に向けて出している。そこでは、審査対象の6人全員を「信任に値しない」とした上で、とりわけ角田礼次郎（元内閣法制局長官）と牧圭次（元最高裁事務総長、元名古屋高裁長官）については「最高裁判官としての適格性を有しない」と評している<sup>(49)</sup>。

ところで、国民審査に際して連絡会議が作成・配布したピラのうち、第14回（1986年7月6日）以降で第17回をのぞく各回次でのピラを入手することができた<sup>(50)</sup>。そこには、以下の表6のスローガンのほか、審査対象となる裁判官の写真と略歴、そしてこれまでの仕事ぶりが批判的に書かれている。しかし、特定の裁判官に×印をつけるよう明示されたものはなかった。連絡会議にとって、「名指し」方針は例外的といえる。

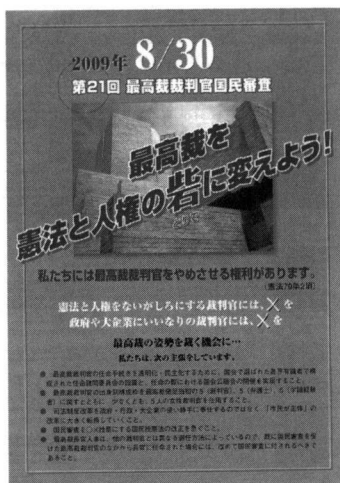
表6 国民審査各回次に際して連絡会議が発行したピラに書かれたスローガン

回次	ピラに書かれた連絡会議のスローガン
14	憲法・人権無視の裁判官に×印を
15	憲法・裁判の独立・人権を軽視する最高裁判所に対する国民の審判を！
16	憲法・裁判の独立・人権を軽視する最高裁判所に対する国民の審判を！
18	憲法と人権を忘れた裁判官には×印をつけましょう
19	憲法と人権をないがしろにする傾向の裁判官に…× 政府や大企業のいいなりの裁判官に…×
20	憲法と人権をないがしろにする裁判官には…× 政府や大企業のいいなりの裁判官には…×
21	憲法と人権をないがしろにする裁判官には、×を 政府や大企業のいいなりの裁判官には、×を

筆者作成。

スローガンの文言が微妙に変化しているのが興味深い。第18回（2000年6月25日）までは「憲法・人権」が中心だったが、第19回（2003年11月9日）からは「政府・大企業」が加わる。連絡会議の構成団体の変化が反映さ





第21回国民審査にあたって連絡会議が作成した  
ビラ（4頁建て）の表紙。

れているのであろう<sup>(51)</sup>。第15回からはビラのみならず、ポスターや壁新聞を作成して国民審査の啓発に努めている<sup>(52)</sup>。その効果のほどは測定できないが、先述のとおり第15回の全般的罷免要求率は4番目の高率であった。

## (2) 機関紙にみる共産党と社会党の罷免要求方針

### 共産党の罷免要求方針（第1回～第6回）

共産党は一貫して連絡会議の構成団体に加わっている。さかのぼれば、共産党は第1回国民審査から罷免要求運動を展開してきた。その方針を明らかにした『アカハタ』（第1回～第6回）・『赤旗』（第7回～第17回）・『しんぶん赤旗』（第18回～第21回）の記事を検討してみよう。第1回から第6回までは表7のように記事の主語・見出しが一定していない。

そのなかで異彩を放っているのが、第3回と第5回（1960年11月20日）をめぐる記事である。

第3回でただ一人の審査対象となった池田克判事には、戦前に思想検事

最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析

表7 『アカハタ』に掲載された共産党の国民審査に対する方針

回次	主 語	見出しとなった方針	掲載号日付-面 <sup>(1)</sup>
1	われわれ	「自ら憲法を蹂躪す 全部の氏名にかならず×印を」	1949. 1. 19-1 面 (4)
2	な し	「全員に×印を！」	1952. 9. 12-1 面 (19)
3	な し	「池田判事に×印を」	1955. 2. 27-1 面 (0) <sup>(2)</sup>
4	われわれ	「五裁判官に×印を いずれも反人民的な顔ぶれ」	1958. 5. 12-2 面 (10)
5	な し	「憲法をまもらぬ裁判官に不信任の×印を」	1960. 11. 19-1 面 (1) <sup>(3)</sup>
6	日本共産党	「全裁判官に×印を」	1963. 11. 2-1 面 (19)

筆者作成。

注(1): 「掲載号日付-面」欄の( )は当該記事掲載が投票日の何日前であったかを示す。

注(2): 第3回ではすでに2月8日の「主張」欄で×印投票を呼びかけている。

注(3): 第5回ではすでに11月10日の国民審査特集記事で裁判官全員に×印投票を呼びかけている。

(正式には思想係検事)を8年務めた経歴があった。『最近に於ける共産党の運動に就いて』(1937年)を著し共産党対策を主導したばかりか、1941年3月の治安維持法改正およびその拡張解釈捻出にも大きく関与している。1941年7月から3年間は司法省刑事局長の要職に就き、岩村通世法相、松阪広政検事総長ともども戦時下の「思想司法」の中核を担ったのである<sup>(63)</sup>。それゆえ戦後は公職追放となり、1955年2月にそれが解除された。戦前の治安体制で特高警察と両輪をなした思想検察の頭目である池田に対して、共産党が罷免運動に執念を燃やしたのは当然であった。

1955年2月8日の『アカハタ』1面の「主張」欄は、「最高裁裁判官の「国民審査」について」と題された。そこでは池田のことを「民主的人士にたいする弾圧とごう問の血でそまっている」と記している。一方で、池田は週刊誌のインタビューで治安維持法について尋ねられ、「あの時代の国家の



出所：『アカハタ』1955年2月27日。

事情としては、国会を通ったのだし、望ましいことではないにしても、やむを得なかったのではないか<sup>(54)</sup>と無反省に語っていた。2月27日の国民審査投票日当日の『アカハタ』は下記のとおり池田の似顔絵と投票用紙の記載例を掲載した。それとともに、「楽しい生活を求めたたくさんの人を逮捕し殺したにくむべき人物である」とまで書いたのである。『アカハタ』（『赤旗』『しんぶん赤旗』を含む）で投票用紙の記載例まで示されたのは、これが最初で最後である。

ところで、共産党は第1回から第12回までは審査対象の裁判官全員に×印をつけることを『アカハタ』・『赤旗』紙面ではっきりと呼びかけてきた。ただし、第5回に限っては投票日前日に、横田喜三郎、斎藤悠輔、石坂修一を「政府の御用法官としてももっとも悪質な役割を果たしており、×印投票を集中する必要がある」と一見選択的な方針を示している。ところが投票日10日前の11月10日付では、第5面全面を使って「国民審査で最高裁を審判しよう 全裁判官に解任の×印を」という大見出しの特集記事が掲載され

ている。「極反動の横田、斎藤、石坂判事」という見出しがある一方、本文の最後は「八裁判官全員を信任するわけにはいかない」と結ばれている。さらに投票日当日の紙面には「裁判官の国民審査とは？」という記事があり、「全裁判官に×を いずれ劣らぬ反動派」との見出しが入っている。

とりわけ、横田、斎藤、石坂に×印をつけよと強調したかったのだろうが、かえって党員、読者を混乱させることになりはしなかったか。

### 共産党の罷免要求方針（第7回～第17回）

第7回から第17回までは、国民審査をめぐる『赤旗』の紙面構成が定型化されている。平均して投票日の12日ほど前に、「日本共産党中央委員会」名で当該国民審査に対する党の考え方や方針を述べた長文の記事が掲載されるのである。そこには、表8のように2行ないし3行にわたる2段半抜きから4段抜きの大見出しのスローガンが踊っている。この記事が掲載された号には、審査対象となる裁判官の経歴と裁判歴も必ず掲載される。

回次ごとの当該記事の掲載面と見出しには、共産党の力の入れ具合が如実に反映されている。第9回と第10回についての記事が、最も強いメッセージを発しているとみてよかろう。1面掲載であることと「圧倒的」という形容詞が印象的である。上述のとおり、第9回は「司法の危機」が叫ばれるなかで下田、岸両判事が審査対象となった回次である。11月17日付『赤旗』の2面「主張」欄ですでに「下田、岸両裁判官ら七人の裁判官に罷免の×印を」と訴えている。この二人は表8に示した11月24日付記事でも名指しされている。加えて、この回次での国民審査に関する『赤旗』記事は13件も掲載され、きわめて厚い報道が展開されたことがわかる。

続く第10回の11月18日付記事も掲載紙面、見出しともに前回と同じ扱いである。審査対象10人のうち高辻正己（元内閣法制局長官）、吉田豊（元最高裁事務総長、元大阪高裁長官）、岸上康夫（元最高裁事務次長、元東京

表8 『赤旗』に掲載された共産党の国民審査に対するスローガン

回次	見出しとなった方針	段抜き <sup>(1)</sup>	掲載号日付一面 <sup>(2)</sup>
7	最高裁判所裁判官国民審査に 多数の批判票を結集しよう	3段	1967. 1. 17-1面 (12)
8	最高裁判所裁判官国民審査に 多数の批判票を集中しよう	2段半	1969. 12. 10-1面 (17)
9	最高裁判所裁判官国民審査に 圧倒的多数の×印票を集中しよう	3段	1972. 11. 24-1面 (16)
10	最高裁判所裁判官国民審査に 圧倒的多数の×印票を集中しよう	4段	1976. 11. 18-1面 (17)
11	最高裁判所裁判官国民審査には 八名すべてに×印票を	4段	1979. 10. 1-2面 (6)
12	最高裁判所裁判官の国民審査に 多数の批判票を結集しよう	4段	1980. 6. 12-2面 (10)
13	司法反動を許さず、人権と民主 主義を守るために、最高裁裁判 官の国民審査に多数の×票を	4段	1983. 12. 8-2面 (10)
14	憲法と人権無視の 裁判官に国民の審判を	4段	1986. 6. 23-2面 (13)
15	憲法と人権無視、平和の願いに 背をむける裁判官に国民の審判を	4段	1990. 2. 6-2面 (12)
16	憲法の平和的民主的原則の徹底に 背をむける裁判官に国民の審判を	3段	1993. 7. 7-4面 (11)
17	憲法の平和と人権擁護の原則に背をむける 最高裁裁判官に国民の審判を	3段	1996. 10. 7-4面 (13)

筆者作成。

注(1)：段抜き数が異なるのは1段あたりの文字数が異なるため、見出しの大きさとしてはあまり変わらない。

注(2)：「掲載号日付一面」欄の( )は当該記事掲載が投票日の何日前であったかを示す。

高裁長官)、栗本一夫(元名古屋高裁長官)が名指しされている。しかし、この回次で共産党がいきり立ったのには、いわゆる鬼頭判事補事件が大きな動機になったのではないか。当時京都地裁判事補だった鬼頭史郎が1976年

8月4日、検事総長の名をかたって三木武夫首相に電話をかけ、折からのロッキード事件捜査の進め方について首相から裁断の言質を引き出そうとした。さらにこのやりとりを録音したテープを読売新聞の記者にきかせて、メモをとらせた。

これとは別に鬼頭は、門外不出であるべき宮本顕治共産党委員長の網走刑務所時代の「身分帳」を前年夏に閲覧・複写して、自民党のある派閥事務所に持ち込んでいた疑惑も報じられた。共産党はこの2件を理由として、10月22日に国会の裁判官訴追委員会に訴追請求した。最高裁も11月17日に訴追請求を決めた<sup>(55)</sup>。渦中の鬼頭について、先の『赤旗』記事は「司法の反動化が生んだ黒い産物というべき人物」と評している。

表8の記事に加えて、第8回から第12回までは、投票日当日の『赤旗』には対象裁判官全員に×印を呼びかける記事が掲載されている。ただ、第12回は見出しと記事スペースがずっと小さくなっている。一方で表8の記事が2面に移ったのは第11回からである。共産党が最高裁裁判官に対して徐々に批判を弱めていく過程がみてとれる。

そして第13回からは投票日当日の紙面から×印票を求める記事が姿を消してしまう。表8記事でも第13回の場合、見出しこそ「多数の×票を」と呼びかけているが、記事本文をみると「審査をうける六名の裁判官をよく検討され、不適任者罷免の意思表示を積極的にされ」という表記になる。すなわち、×票を投じるかどうかの「検討」を党員、読者に委ねているのである。第12回の表8記事本文にある「×票を投じ(中略)るよう訴えます」とする投票指示とは本質的に異なる。さらに、第14回以降の表8記事の見出しからは「×票」「批判票」の文字が消え、「国民の審判を」が取って代わっている。第16回(1993年7月18日)からは4面に退けられ、見出しの活字もそれまでの4分の3ほどに縮小される。

### 共産党の方針転換

こうした慎重な積み重ねを経て、ついに共産党は、第18回国民審査を前にした2000年6月12日の常任幹部会で新しい対応方針を決定する。組織的罷免運動からの撤退を表明したのである。提案したのは不破哲三委員長で、方針転換の理由を「これまでの経験をふりかえっても、過去のいろいろな裁判経歴から、ある判事を不適切だと判断したが、一人ひとりの判事は、独自の法理論、見解をもって個々の裁判に当たっているものであり、最高裁でその後の判決を見ると、審査のさい不適切だと判断した判事がわれわれの立場と合致する立場をとるなどの例が少なからずあった。また、その反対の事例もある。そういう意味では、個々の人事について責任ある判断をくださるのは難しい」と説明した。今後は対象裁判官の経歴などは『しんぶん赤旗』で紹介するが党の方針は示さず、基本的には適任かどうかの判断は党員、読者に委ねるとした<sup>(56)</sup>。

確かにその後の『しんぶん赤旗』には、国民審査の前に対象裁判官の経歴や裁判歴が掲載されるのみである。

### 社会党の罷免要求方針（第4回まで）

社会党・社民党も多くの回次にあたって機関紙で×印記人を呼びかけている。

第1回国民審査時の社会党中央機関紙は『社会新聞』であるが、国民審査についての記述は見あたらない。1951年に社会党が左右に分裂してからは、左派は機関紙として『党活動資料』を刊行し、第13号（1952年3月10日）から紙名を『党活動』に改める。後掲の表9に示したように、第2回にあたり左派は『党活動』紙上で全員不信任を表明した。一方、右派は『日本社会新聞』を出していたが、第2回についての方針は記されていない。

第3回をめぐる『党活動』『日本社会新聞』ともに記述がない。ただし、『党活動』第106号（1955年2月10日）は、この分野で最も網羅的に

資料を所蔵している大原社研でも欠号のため未見である。それでも、元思想検事の池田に対して、共産党と同様に左社も罷免要求運動を展開したことは確かなようである<sup>(57)</sup>。

この『党活動』が1955年10月13日の社会党左右再統一に伴い『社会新報』となり、党名が社民党に変わっても紙名は存続して今日に至っている。

再統一後はじめてとなる第4回に対する方針決定は、やや複雑な経緯をたどった。1958年4月25日に党の法規対策委員会で審議の結果、「該当判事の中に特に悪質と思われる者はない」として、いったんは「自由判断」を中央執行委員会の方針として各県連合会に通達された。これを5月5日付『社会新報』は報じている。

ところが総評傘下の全司法による裁判書浄書拒否闘争<sup>(58)</sup>を違法として、最高裁は5月2日に幹部4人を懲戒免職処分にした。これに対して、浅沼稻次郎社会党書記長は9日になって、最高裁の処分を「司法界の独裁的傾向を暴露したもの」ゆえ、「社会党は不信任するよう呼びかけることになるかも知れない」と言明した。11日に社会党は幹部会議を開き検討した結果、政党の立場上、あからさまに不信任を呼びかけることは好ましくないとして「事実を周知させる」までとした。とはいえ、すでに総評は全員不信任の方針を固めており、社会党も実際にはこれに応じることになった<sup>(59)</sup>。

### 社会党・社民党の揺れ動く対応方針

全21回の国民審査を通して、社会党・社民党が『社会新報』などで審査対象裁判官全員への×印記入を方針として表明したのは、表9のとおり10回（左社の第2回を含む）である。

これらのうち第9回については「従来のやり方〔それまでの3回の全員罷免方針〕では実効があげられなかったので、下田，岸両判事の反動性に焦点を合わせた」と伊藤茂国民運動局長が述べている<sup>(60)</sup>。ここから、この回次



表9 『社会新報』などに掲載された社会党・社民党の国民審査に対する方針

回次 <sup>(1)</sup>	見出しになった方針	掲載号日付・面
1	(記載なし)	
2	左社：「(五裁判官に不信任を表明する)」 <sup>(2)</sup>	1952. 9. 26-1 面
	右社：(記載なし)	
3	左社：(記載なし)	
	右社：(記載なし)	
4	「自由判断で」→「事実を周知させる」	1958. 5. 5-2 面
5	「五人は不信任(×) 二人(小谷藤田)は自由投票」 「横田長官も信任しない」	1960. 11. 13-3 面
6	「全員を不信任」	1963. 11. 3-1 面
7	「全裁判官を不信任」	1967. 1. 22-2 面
8	「4裁判官の不信任を」	1969. 12. 17-2 面
9	「全員罷免を実現しよう とくに下田, 岸に重点を」	1972. 11. 26-2 面
10	「10裁判官に×印を」	1976. 12. 1-1 面
11	「藤崎, 本山, 中村三裁判官に×印集中」	1979. 8. 31-1 面
12	「寺田氏に×印集中を」	1980. 6. 6-1 面
13	「反動裁判官に×印を」	1983. 12. 6-8 面
14	「司法反動をチェック 最高裁判官の国民審査で×印を」	1986. 6. 20-8 面
15	「裁判官全員に×印を」	1990. 2. 7-3 面
16	「最高裁判事の信任投票で秘密保障を」	1993. 7. 6-2 面
17	国民審査の制度説明のみ	1996. 10. 15-1 面
18	「司法官僚出身裁判官「×」を」	2000. 6. 24-2 面
19	「4人に「×」を ■平和フォーラム」	2003. 11. 5-3 面
20	「「最高裁」裁判官の審査全員に「×」を」	2005. 9. 7-2 面
21	(涌井, 竹内, 竹崎の3氏に「×」を) <sup>(3)</sup>	2009. 8. 26-4 面

筆者作成。

注(1)：回次の数字がゴシック体になっている回次は、審査対象の全裁判官への不信任を方針とした回次を示す。

注(2)：見出しは「最高裁判官不信任の理由」であり、本文中に表記載の具体的な方針が示されている。

注(3)：見出しは「裁判官審査への対応」であり、本文中に表記載の具体的な方針が示されている。

注(4)：網掛けの回次では国民審査に対する党の方針は紙面では表明されていない。

では選択的方針により重心があったといえる。また、第13回と第14回をめぐる記述は「全員に罷免を求める×印をつけましょう」となっているものの、その主語が存在しない。すなわち、記事を読む限りでは社会党が機関決定した方針かどうかは不明である。

これに対して、第5回、第11回、第12回、第18回、および第21回では選択的な方針をとっている。とはいえ、第12回では「〔寺田以外の〕三裁判官についても「信任するものではない」と記事にはあってややわかりづらい。第19回は、社民党の友好団体である平和フォーラムの提案が紹介されているだけである。それに先立つ第16回、第17回では国民審査の投票方法や制度が掲載されているのみで、党の方針は紙面では示されていない。第17回的时候は、社民党が第1次橋本龍太郎内閣の与党であったことに起因しよう。しかも、審査対象裁判官9人全員が社会党与党時代の細川、村山、橋本内閣いずれかによって任命されていたのである。

このように党としての方針は一貫せず、そのためもあって表9で指摘した記事のサイズや掲載面にも一貫性がみられない。

そのなかで、国民審査に最も多くの紙面が割かれているのは、第7回である。1967年1月22日付『社会新報』は「全裁判官を不信任」という党の方針を伝えたにとどまらない。社説にあたる「主張」欄でも「厳しい不信任表明で裁判を国民のものに」とのタイトルで、審査対象裁判官7人の経歴・裁判歴を検討して「すべて不適確である」と結論づけている。さらに同日付6面全面を用いて、国民審査の意義を詳述し7人の裁判官の業績を一人ずつ吟味するほどの熱の入れようである。「主張」欄で国民審査に対する党の方針が解説されたのは、このほかにもう一度だけある。それは第11回で、党の方針を伝えたのとは別の号（1979年9月7日付「国民審査で反動的裁判官罷免を」）に掲載された。

しかし直近の第20回と第21回になると、表9記事は紙面の最下段に追い

やられている。しかも内容は国民審査に向けての党员、読者への呼びかけではなく、党の対応につき幹事長が都道府県連に伝える文書を発したとするものにすぎない。そこからは、事務的印象を受けるのみで、国民審査に対する社民党の熱意は全く感じられない。

### 公明党・民社党の態度

ところで、第9回では罷免の投票方針を示した公明党（第6回では公明政治連盟）は、それ以外の回次ではどのような態度をとってきたのだろうか。機関紙『公明新聞』における記事をみる限り、他の回次では国民審査告示の事実やそのしくみを小さく報じているにすぎない。『赤旗』や『社会新報』のように、審査対象裁判官について大々的に紙面が割かれることはない。いずれの紙面も、総選挙での自党候補への投票要請で埋めつくされている。党としての特段の投票方針は決定されなかったとみられる。第9回とて、党の罷免方針に関する『公明新聞』上の扱いはごく小さい。

民主社会党（1969年より民社党）も総選挙一辺倒である。党本部が発行する『民社新聞』および1970年にそれを引き継いだ『週刊民社』で、党の方針が示されたのは一度だけにすぎない。第7回国民審査に際して、1967年1月27日付『民社新聞』1面で「七氏全員を信任」の方針を明らかにしている。「反対する理由をみとめない」ためだという。また、『民社新聞』には出ていないが、第5回では在京幹部会が「自由投票」を機関決定した<sup>(6)</sup>。

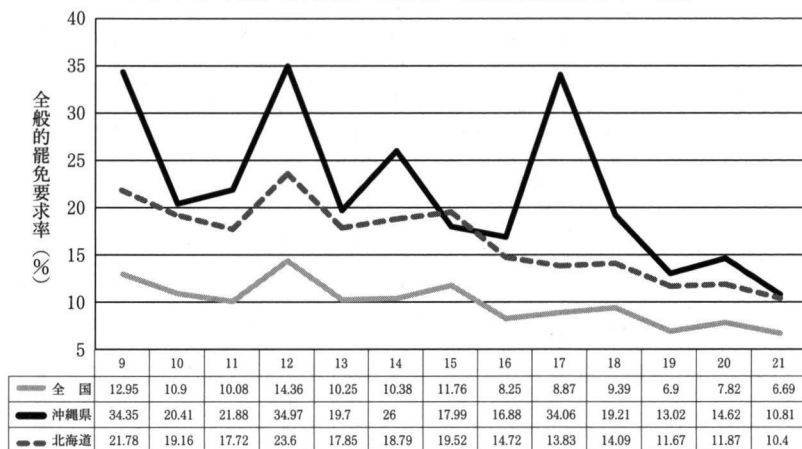
### (3) 国民審査で闘う沖縄県の有権者

#### きわめて高い沖縄県の全般的罷免要求率

1972年5月に本土復帰を果たした沖縄県の有権者が国民審査に参加するのは、第9回からである。そして、沖縄県の有権者は他の46都道府県の有権者とは異質の投票行動を示してきた。

最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析

グラフ4 全国と沖縄県・北海道の全般的罷免要求率の推移



国民審査回次

注：第17回の全般的罷免要求率の2位は京都府で14.16%。

表10 全国と沖縄県の全般的罷免要求率のポイント差

回次	9	10	11	12	13	14	15
ポイント差	21.40	9.51	11.80	20.61	9.45	15.62	6.23
回次	16	17	18	19	20	21	
ポイント差	8.63	25.19	9.82	6.12	6.80	4.12	

注：「ポイント差」は当該回次の（全国の全般的罷免要求率）－（沖縄県の全般的罷免要求率）で、小数点第2位までで算出。

復帰後13回行われた国民審査での全般的罷免要求率を都道府県別にみると、沖縄県は第15回をのぞいて常に全国1位に「君臨」している。また、全国2位はたいてい北海道である（グラフ4参照）。多くの場合、沖縄県と全国の全般的罷免要求率のポイント差は圧倒的である。とりわけ、第9回、第12回、そして第17回は全国値より20ポイント以上高い全般的罷免要求率を記録している（表10）。

第9回は、前述の下田武三判事が駐米大使時代に沖縄の核付き返還を容認

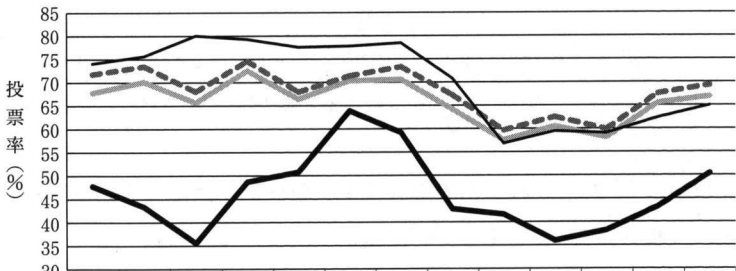
する発言をしていたことへの強い反発の結果である。沖縄県の下田に対する罷免要求率は39.59%に達した。第12回は前述のとおり全国の全般的罷免要求率が最も高かった回次だが、こと沖縄県についての事情は不明である。

第17回では、前年1995年の沖縄米兵少女暴行事件を発端とする、村山富市首相と大田昌秀知事の間で争われた米軍用地をめぐる代理署名訴訟が大きく影響している。国民審査2か月前の最高裁判決で沖縄県が敗訴したことで、県民の間に最高裁への不満と反発が著しく高まった。そして、県内の軍用地主や弁護士団体、婦人団体などは、審査対象裁判官の全員に「×」をつけることを求める運動を展開した<sup>(62)</sup>。これに少なからぬ有権者が応じたと考えられる。全国値との差がもっとも著しいのがこの回次であった。

### 極端に低い沖縄県の国民審査投票率

×票が多いだけでなく、国民審査に対する沖縄県の低投票率も際立っている。グラフ5では比較のために同時に執行される総選挙の投票率も掲げてあ

グラフ5 全国と沖縄県の国民審査／総選挙の投票率



	9/33	10/34	11/35	12/36	13/37	14/38	15/39	16/40	17/41	18/42	19/43	20/44	21/45
国民審査-全 国	67.78	70.11	65.67	72.51	66.39	70.35	70.58	64.18	57.56	60.49	58.12	65.49	66.88
-沖縄県	47.78	43.32	35.56	48.69	50.75	63.86	59.19	42.8	41.62	35.99	38.19	43.27	50.38
総選挙-全 国	71.76	73.45	68.01	74.57	67.94	71.4	73.31	67.26	59.65	62.49	59.86	67.51	69.28
-沖縄県	74.09	75.64	80.04	79.27	77.58	77.79	78.46	70.82	56.84	59.45	59.02	62.35	64.95

国民審査／総選挙回次

注：第41回以降の総選挙の投票率は小選挙区のもの。  
第14回国民審査の低投票率1位は東京都で沖縄県は6位。

最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析

る。ほとんどの回次で沖縄県の国民審査投票率は全国値を大きく下回っているものの、同時に実施される衆院総選挙投票率ではこのような現象はみられない。すなわち、沖縄県の有権者は投票所で意識して国民審査の投票を棄権しているのである。それをポイント差で示したのが表 11 である。

表 11 沖縄県の総選挙と国民審査の投票率ポイント差

回次（総選挙／国民審査）	33/9	34/10	35/11	36/12	37/13	38/14	39/15
投票率ポイント差	26.31	32.32	44.48	30.58	26.83	13.93	19.27
回次（総選挙／国民審査）	40/16	41/17	42/18	43/19	44/20	45/21	
投票率ポイント差	28.02	15.22	23.46	20.83	19.08	14.57	

注：「ポイント差」は当該回次の（沖縄県の総選挙投票率）－（沖縄県の国民審査投票率）で、小数点第 2 位までで算出。

とりわけ、第 35 回／第 11 回の総選挙／国民審査では、総選挙に投票した有権者の半分以上が国民審査には棄権したという驚くべき結果になっている。棄権率が高い分、罷免要求率を算出する分母の投票総数が相対的に小さくなり、罷免要求率は高く出ることになる。

とはいえ、第 14 回国民審査では沖縄県の国民審査投票率は、低投票率全国 6 位に「転落」している。この回次に限って、国民審査を棄権しないよう呼びかける組織的運動があったとしか考えられない。一方、都道府県別全般的罷免要求率がほとんどの回次で 2 位の北海道は、国民審査投票率では全国値を必ず上回っており、沖縄県とは対照的である。

なぜ沖縄県では全般的罷免要求率と国民審査の棄権率がともに高いのか。下田発言や代理署名訴訟という一回性の出来事だけでは、その他の回次の高率を説明できない。毎回程度の差はあれ組織的な罷免要求運動が展開されるのであろうが、それに応える素地が沖縄県には確かに存在するのであろう。沖縄戦の記憶はもとより、在日米軍基地の約 74% が集中している現状や「本土」との経済格差などがその素地に含まれる。最高裁ないし裁判所のみ

ならず、広く国政全般への異議申し立ての表明手段として、国民審査が活用されていると考えられる。さらに、権利意識の高い県民性もその理由として指摘されている<sup>(63)</sup>。

### 北海道も全般的罷免要求率が高い理由

都道府県別全般的罷免要求率が常にほとんど2位の北海道の道民性も「内地」とは異なっている。中選挙区時代の旧北海道5区を「最後の社会党王国」と形容した高島通敏は、次のように述べる。

「大陸的ともいわれる北海道人の開放的性格、女性の強さと日本一高い離婚率、そして日本一低い貯蓄率。これらは、北海道が日本の他の部分とかなり違う社会的性格を育ててきたことを物語っている。(中略) 今日日本で特異な北海道の社会党の強さは、こういう社会的構造や性格の問題と深いところで結びついている。」<sup>(64)</sup>

たとえば、農民は北海道では必ずしも自民党の支持基盤ではない。北海道の農業の大部分は大規模経営による専業農家によって占められている。彼ら農民は内外の市場の動向や政府の政策に大きく影響を受ける。それだけに政府の農政には批判的である<sup>(65)</sup>。公共事業に振り回される産業構造も政府の政策をみる眼を厳しくさせる。すなわち、北海道には社会党・総評による組織的罷免要求運動に共鳴する素地があったと考えられる。沖縄県の場合と類似して、広く国政全般への慢性的不満が国民審査に投影されるのである。

### 3 国民審査からみた最高裁裁判官人事

#### 今後も多数人対象の国民審査が続く

いうまでもなく、国民審査は総選挙と不可分の関係にある。そして、総選挙は4年以内の間隔で不定期に執行される。その間隔は審査対象裁判官の数と比例し、間隔があればあくほどその数は増えていく。小選挙区比例代表並立制が導入されて5回の総選挙が執行され、その間に比例区部分の定数削減もあり、二大政党化が進んだ。特に2005年総選挙および2009年総選挙では、第1党が小選挙区部分で圧勝し、衆院で3分の2議席前後の巨大議席を占める結果となった。これは今後の国民審査にいかなる影響を与えるのであろうか。

合理的にみれば、与党はできるだけこの数の力を維持して政権運営をはかろうとする。すなわち、解散総選挙はできるだけ先送りしたいという力学が働く。2005年総選挙から2009年総選挙までは、ほぼ任期満了に近い3年11か月と20日かかっている。仮に菅直人首相が述べたと報じられた<sup>(66)</sup>ように、2013年に衆参同日選挙が行われるとなれば、2007年選出参院議員の任期満了日が同年7月28日なので、次の総選挙まで3年11か月前後の間隔があく(もちろん仮定の話であり、実際にはすでに2011年中の総選挙が取りざたされている)。

すると、次の第22回国民審査には11人ないし12人の最高裁裁判官が審査対象となる。すなわち、下記の表12のとおり、現在の最高裁裁判官15人のうちまだ国民審査にかかっていない者が7人いる。すでに国民審査が済んだ者のうち5人が2013年7月末までに定年退官日を迎え新人に入れ替わる。ただし、竹内行夫の定年退官日は2013年7月19日であるため、すでにその時点で公示日を迎えていれば後任者の国民審査は次回送りとなる<sup>(67)</sup>。従って、2013年7月に国民審査が行われるとすれば、対象裁判官は11人な



表12 国民審査対象裁判官の今後のシミュレーション

裁判官氏名	生年月日	任命年月日	定年年月日	国民 審査	2013 国民審査	2017 国民審査
竹崎 博允	1944. 7. 8	2008.11.25	2014. 7. 7	○2009	×	○後任
古田 佑紀	1942. 4. 8	2005. 8. 2	2012. 4. 7	○2005	○(後任)	×
那須 弘平	1942. 2. 11	2006. 5. 25	2012. 2. 10	○2009	○(後任)	×
田原 睦夫	1943. 4. 23	2006.11. 1	2013. 4. 22	○2009	○(後任)	×
宮川 光治	1942. 2. 28	2008. 9. 3	2012. 2. 27	○2009	○(後任)	×
櫻井 龍子	1947. 1. 16	2008. 9. 11	2017. 1. 16	○2009	×	○後任
竹内 行夫	1943. 7. 20	2008.10.21	2013. 7. 19	○2009	△(後任) <sup>(1)</sup>	△
金築 誠志	1945. 4. 1	2009. 1. 26	2015. 3. 31	○2009	×	○後任
須藤 正彦	1942.12.27	2009.12.28	<b>2012.12.26</b>	×	○(後任)	×
千葉 勝美	1946. 8. 25	2009.12.28	2016. 8. 24	×	○	○後任
横田 尤孝	1944.10. 2	2010. 1. 6	2014.10. 1	×	○	○後任
白木 勇	1945. 2. 15	2010. 1. 15	2015. 2. 14	×	○	○後任
岡部喜代子	1949. 3. 20	2010. 4. 12	2019. 3. 19	×	○	×
大谷 剛彦	1947. 3. 10	2010. 6. 17	2017. 3. 9	×	○	○後任
寺田 逸郎	1948. 1. 8	2010.12.27	2018. 1. 7	×	○	×

注(1): 総選挙公示日によっては竹内の後任が審査対象となる。

いし12人となる。どちらにせよ第1回国民審査をのぞけば最多の数である。

### 任命年齢の引き下げを

投票所で審査対象裁判官の長いリストを見せられれば、ほとんどの有権者はおざなりに「白紙委任」票を投じてしまうのではないか。しかもこうした状況は、小選挙区制が制度的に第1党に過剰な議席を与えること、および最高裁判官の多くが62歳から65歳までで任命される人事慣行<sup>(68)</sup>を考えれば、その後も構造的に続いていくことが予想される。さらにその次の総選挙まで4年近い間隔があくとすると、2017年の国民審査では7人ないし8人

が審査対象となる。

解決策は最高裁裁判官の任命年齢を60歳前後まで引き下げる以外にない。

これによって最高裁裁判官の在職期間は当然長くなる。任期が延びれば、彼らは憲法問題に十分時間をかけて取り組むことができよう。実は最高裁裁判官のなかで憲法問題をめぐる議論は盛んとはいいがたい。それゆえ、最高裁は憲法問題について積極的な判断を示してこなかった。それに通暁する前に退官を余儀なくされてきたためだ。長期在職により、各裁判官が憲法問題を熟知し積極的な判断を示すようになれば、国民の最高裁への意識は強まる。ひいては国民審査の投票行動にも好影響をもたらすのではないか<sup>(69)</sup>。任命年齢の引き下げは、単に国民審査各回次の審査対象裁判官の数を減らすという形式的メリット以上の意味がある。

#### 国民審査が予定調和ではなくなる

次回総選挙／国民審査が2013年だと仮定した場合、由々しき問題になるのは国民審査を経ずに定年退官日を迎える裁判官が出てしまうことである。須藤正彦がそれに該当する。これまで、審査対象となるはずの国民審査まで在職しなかった者は2人しかいない。庄野理一（在任：1947.8.4-1948.6.28）と穂積重遠（在任：1949.2.26-1951.7.29）である。いずれも最高裁草創期の事例である。庄野は時の片山哲内閣を揺るがせた平野力三農相の罷免・追放問題に絡んで「失言」し、在職わずか11か月で依願免官となった<sup>(70)</sup>。一方、穂積は在官中に病死している。

このように任期半ばの依願退官ないし在官中死亡ではなく、定年まで勤め上げても国民審査がめぐってこないケースが生じることになる。

理論的には、新任者の定年退官日より、その時の衆院の任期満了日が早ければ、その者が定年を迎えるまでには必ず国民審査が行われる。66歳以上で就任した場合、衆院任期よりも定年退官日までの在任期間が短くなり、

国民審査を経ずに定年退官する可能性がある。その点を確認したのが、表13である。

網掛けを施した裁判官が、国民審査を経ずに定年退官することがありえた

表13 任命時満年齢67歳ないし66歳だった最高裁裁判官

○就任時67歳（就任順）

裁判官氏名	生年月日	任命年月日	定年退官年月日	衆院任期満了日	総選挙／国民審査期日
三淵 忠彦	1880. 3. 3	1947. 8. 4	1950. 3. 2	1951. 4. 24	1949. 1. 23
奥野 久之	1920. 8. 27	1987. 9. 5	1990. 8. 26	1990. 7. 5	1990. 2. 18
須藤 正彦	1942. 12. 27	2009. 12. 28	2012. 12. 26	2013. 8. 29	

○就任時66歳（就任順）

裁判官氏名	生年月日	任命年月日	定年退官年月日	衆院任期満了日	総選挙／国民審査期日
塚崎 直義	1881. 5. 10	1947. 8. 4	1951. 2. 14 <sup>(1)</sup>	1951. 4. 24	1949. 1. 23
柏原 語六	1897. 9. 20	1963. 12. 13	1967. 9. 19	1967. 11. 20	1967. 1. 29
飯村 義美	1901. 4. 27	1967. 9. 20	1971. 4. 26	1971. 1. 28	1969. 12. 27
本林 讓	1909. 3. 31	1975. 8. 8	1979. 3. 30	1976. 12. 9	1976. 12. 5
木戸口久治	1916. 1. 9	1982. 4. 12	1986. 1. 8	1984. 6. 21	1983. 12. 18
長島 敦	1918. 3. 17	1984. 6. 12	1988. 3. 16	1987. 12. 17	1986. 7. 6
佐藤 哲郎	1920. 1. 5	1986. 5. 21	1990. 1. 4	1987. 12. 17	1986. 7. 6
橋元四郎平	1923. 4. 13	1990. 1. 11	1993. 4. 12	1990. 7. 5	1990. 2. 18
佐藤庄市郎	1924. 2. 16	1990. 2. 20	1994. 2. 15	1994. 2. 19	1993. 7. 18
木崎 良平	1924. 7. 25	1990. 9. 3	1994. 7. 24	1994. 2. 19	1993. 7. 18
味村 治	1924. 2. 7	1990. 12. 10	1994. 2. 6	1994. 2. 19	1993. 7. 18
高橋 久子	1927. 9. 21	1994. 2. 9	1997. 9. 20	1997. 7. 17	1996. 10. 20
元原 利文	1931. 4. 22	1997. 9. 8	2001. 4. 21	2000. 10. 19	2000. 6. 25
奥田 昌道	1932. 9. 28	1999. 4. 1	2002. 9. 27	2000. 10. 19	2000. 6. 25
深澤 武久	1934. 1. 5	2000. 9. 14	2004. 1. 4	2004. 6. 24	2003. 11. 9
宮川 光治	1942. 2. 28	2008. 9. 3	2012. 2. 27	2009. 9. 10	2009. 8. 30

筆者作成。

注(1)：塚崎は依頼退官。

注(2)：網掛けは定年退官年月日より衆院任期満了日が後になっていた裁判官。

者である。このうち佐藤庄市郎と味村治は定年退官日と衆院任期満了日がほぼ重なるので、ここでは議論の対象から外しても問題あるまい。柏原も定年退官日と衆院任期満了日は2か月しかない。戦後それまで任期満了選挙がなかったことも念頭に置けば許容範囲としてよい。

残る3人のうち、最高裁発足時の最高裁長官である三淵は、当時設置されていた裁判官任命諮問委員会により候補者に推薦された。その30人のリストから片山内閣が指名したのである。3回に及んだ諮問委員会の議論では、定年退官日と国民審査の関係を考慮した候補者の年齢上限といった論点は出されていないようである<sup>(7)</sup>。一挙に15人の最高裁裁判官を決めなければならず、そこまで斟酌する余裕はなかったのであろう。

それでは、深澤の任命はどうみたらよいのか。定年退官日から衆院任期満了日まで半年近くある。深澤を任命したのは森喜朗内閣である。2000年6月の総選挙で自民党は40議席を減らして231議席となり、公明党、保守党を合わせた与党全体でも336議席から268議席へと議席を激減させた。この議席数と森首相の不人気から、よもや任期満了近くまで解散を先送りするとは想定しにくかった。実際に、その3年2か月後に小泉純一郎首相の下で解散総選挙となるのである。

こうしてみると、須藤の任命の異例さが際立つ。麻生太郎首相がなかなか解散に踏み切れず、結局ほぼ任期満了に近いかたちでの総選挙になったこと、そしてその総選挙で民主党が大勝したことを前提とすれば、国民審査にかけることを慎重に計算した人選を行うべきではなかったのか。ところが、任命された須藤は、定年退官日から衆院任期満了日まで8か月も残している。確かに、現実にはそこまで解散を引き延ばせる政治情勢はなくなりつつあるが、それは結果論である。国民審査を経ないで退官する理論的可能性をもたらす日数を十分に残す任命は望ましくないと考える。

ところで、第5回司法制度改革推進本部顧問会議（2002年7月5日）に

において、内閣総務官室の柴田雅人内閣審議官が最高裁裁判官の選任過程を説明している。

それによれば、最高裁裁判官の任命は、慣例として最高裁長官の意見を聞いた上で内閣が閣議決定する。意見聴取にあたっては、長官から複数の候補者の提示があり、最適候補者についても意見が述べられる。そして、「内閣総理大臣の判断を仰いだ上で閣議決定をするということであります。その際、最高裁の裁判官は、憲法上も国民審査を受けるという大変重い地位であることに鑑みまして、極力客観的かつ公正な見地から人選しているということです」<sup>(72)</sup>。

すなわち、国民審査を受けることが最高裁裁判官を人選する際の検討材料の一つであるとされている。とはいえ、実際にはこの観点はこれまでの任命にあたってはほとんど勘案されず、いわば予定調和で全員が国民審査を受けてきた。しかし今後は、次の総選挙＝国民審査期日を入選の「客観的見地」として意識する必要がある。それは任命年齢の若干の低下をもたらすことになろう。

もちろん、今後の国民審査をめぐることは悲観的なことばかりではない。裁判員制度が次第に定着し、裁判員裁判についての報道が盛んになされている。その結果、少しずつではあれ国民は司法に目を向けはじめているのではないか。この関心が底堅いものになっているか。次回の国民審査ではそれが占える。

#### 4 国民審査公報の記載内容を検証する

##### ようやく写真つき・字数制限撤廃に

有権者が国民審査に際して、審査にかかる裁判官を知るための公的媒体が国民審査公報（以下、審査公報）である。各都道府県の選挙管理委員会が選

挙公報とともに作成し、新聞折り込みなどを通じて有権者に届けられる。現在では顔写真が掲載されるなど若干の改善がみられるが、これだけの情報で罷免の可否を有権者に判断させるのは著しく困難である。この程度でよくあれだけの罷免要求率に達したものだと言えてしまう。通りいっぺんの審査公報で有権者を怒らせて、投票率と罷免要求率を上げようという最高裁の深い意図があるのではないかさえと勘ぐりたくなる。

審査公報の記載内容を定めているのは、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（以下、施行令）および最高裁判所裁判官審査公報発行規程（当初は最高裁判所国民審査管理会告示，1952年8月31日より中央選挙管理会告示。以下、発行規程）である。施行令第26条には「審査公報には、審査に付される裁判官の氏名、生年月日及び経歴並びに最高裁判所において関与した主要な裁判その他審査に関し参考となるべき事項を掲載するものとする」とある。

この施行令は1948年5月25日に公布・施行されて以来、記載内容に実質的な改正が一度だけ実施されている。それは2003年7月24日に公布・施行された一部改正で、それまで掲載事項につき「審査に付される各裁判官につき、字数千を超えることができない」と規定していた第26条第2項が削除されたことである。これにより選挙公報の制限字数の半分を目安に設定された字数制限が撤廃された<sup>(79)</sup>。

一方、1948年12月10日に制定された発行規程をみると記載内容にかかわる変更が2回なされている。その第2条は掲載文の使用文字などを規制している。当初は「掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、句点、読点、圏点、鉤及び括弧を以てこれを記載し、傍書した註釈、符号、図画、図表、写真の類は、これを使用することができない」と定められていた。これが2000年6月12日の一部改正で、アラビア数字とローマ字が使える規定に変わった。さらに、2003年8月27日の一部改正で使用文字の規制が撤廃され（第2条）、写真も掲載できるようになった（第3条）。それまでの18回

は、マスメディアの報道で顔写真が掲載されてきたとはいえ、公的媒体をみただけでは顔もわからない裁判官に罷免の可否を問うてきたとは空恐ろしい。

これらの改正の結果、2003年11月9日に執行された第19回国民審査からは、審査公報は顔写真付きで字数制限のない様式に様変わりした。背景には、司法制度改革審議会の意見書が2001年6月12日に出されたことがある。その「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方」の「最高裁判所裁判官の選任等の在り方について」と題された項目は、次のような記述になっている。

「また、最高裁判所裁判官の国民審査制度については、その形骸化が指摘されている。こうした現状を見直し、最高裁判所裁判官に対する国民の信頼感を高める観点から、最高裁判所裁判官の国民審査制度について、国民による実質的な判断が可能となるよう審査対象裁判官に係る情報開示の充実に努めるなど、制度の実効化を図るための措置を検討すべきである。」<sup>(74)</sup>

審査公報について直接言及はされていないが、「情報開示の充実」の一環として審査公報の様式が改められたとみられる。奇しくも意見書が提出される前日の6月11日の衆院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、遠藤和良総務副大臣が「審査公報が非常に難しく、国民の皆さんにわかりにくい」「出される掲載文そのものを国民の皆さんにわかりやすい表現にしてくださいということを〔裁判官に〕絶えずお願いしている」と述べていた。

この審査公報の様式変更については、その後、2004年3月25日の衆院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会で、当時の竹崎博允最高裁事務総長が「総務省と連絡をとりまして、国民審査法施行令を改正し、これまでございました掲載文の字数制限とか写真の使用制限、こう

いうものを廃止していただきまして、少しでも充実した記載ができるようにという努力をした」と答弁している。さらにその意図を「どちらかといえばフリーなスタイルでそれぞれの思いをその審査公報に書いていただける、個性的なものにしようということを試みた」と説明した。

なお、最高裁裁判官についての情報発信という点では、最高裁のホームページ上に15人の経歴などがすでに2001年2月から<sup>(75)</sup>掲載されている。

### 記載内容に変化はみられるか

前述のとおり、審査公報の記載内容は施行令第26条により、①氏名、②生年月日、③経歴、④最高裁判所において関与した主要な裁判、⑤その他審査に関し参考となるべき事項、と5項目に決められている。そして、竹崎という「個性」は主に⑤に現れよう。施行令および発行規程の改正の前後で、審査公報の記載内容は変わったのだろうか。

字数制限が撤廃されたのであるから、字数は当然増えているはずである。第19回から第21回までの3回で24人の裁判官が審査対象になっている。彼らが書いた審査公報の字数を分析したのが表14である。

このように文字数は1,000字を2割ほど上回っている。特に字数制限撤廃が決まって最初の国民審査となった第19回は、各裁判官にその意識が働いたのであろう。全員が1,100字以上を書いている。この3回をとおして最低字数は第20回の古田佑紀でわずか684字である。記載欄の左4分の1ほどは空欄になっている。反対に最多字数は第21回的那須弘平で1,402字であった。一人あたりの記載欄のサイズが縦11.5センチ横37.5センチと決まっているので、字数無制限といってもこのあたりが限界かもしれない。

比較のために第2回から第18回までの審査公報の字数分布も掲げておく(表15)。八方手を尽くしたつもりだが、第1回国民審査のときの審査公報は入手できなかった<sup>(76)</sup>。



表14 第19回から第21回までの国民審査公報の裁判官ごとの執筆字数

執筆字数	第19回	第20回	第21回	合計	構成比(%)
～999	0	1	0	1	4.17
1,000～1,099	0	1	2	3	12.50
1,100～1,199	1	1	3	5	20.86
1,200～1,299	5	1	2	8	33.33
1,300～1,399	3	2	1	6	25.00
1,400～	0	0	1	1	4.17
合計	9	6	9	24	100.00
平均文字数	1,274.67	1,140.83	1,217.78	1,219.86	

筆者作成。

表15 第2回から第18回までの  
国民審査公報の執筆字数構成比

執筆字数	第2回～第18回	構成比(%)
～399	5	4.20
400～499	5	4.20
500～599	6	5.04
600～699	11	9.24
700～799	8	6.72
800～899	19	16.97
900～999	24	20.27
1,000～	41	34.45
合計	119	100.00
平均文字数	856.82	

筆者作成。

すなわち、一見すると施行令で1,000字の字数制限がかけられていても、それは厳格には守られていなかったように見える。最多字数は第5回の小谷勝重で1,116字である。ところが、字数制限撤廃以前の審査公報発行規程第

2条第2項には「句点、読点、圏点、鉤及び括弧は、令〔国民審査法施行令〕第26条第2項の規定による数字〔字数千〕に、これを算入しない」とある。そこで、小谷の掲載文からこれらを削除して字数を数えると1,006字であった。さらに氏名にふられたルビを数えなければ999字になる。小谷自身、この公報に「字数に制限があるので」と書いていることから、1,000字以内を意識していたはずである。このように、表15では1,000字を超えている他の40人の掲載文についても同様の処理をして数え直せば、1,000字以内に収まっているものと考えられる。

一方、最少字数は第6回の長部謹吾で310字である。記載欄には1行おきに活字が組んであるが、それでもほぼ3分の1を空白が占める。古田、長部に共通している原因として、項目④に記載すべきものがなかったことが挙げられる。ここにも現行の国民審査制度の矛盾が示されている。審査を受ける側が有権者に判断材料を示したくても、それがないのである。

また、この空白が目立つ審査公報の記載はそれぞれの罷免要求率に影響を与えたのであろうか。長部は7.63%（当該回次平均7.50%）、古田は8.02%（同7.82%）であった。告示順3番目の長部は罷免要求率でも3位になっている。古田は罷免要求率1位であったが、告示順も1番目で、罷免要求率2位の堀籠幸男とは0.02ポイントの差でしかなかった。いずれも空白部分による影響はほとんど受けなかったとみてよかろう。

さて、「個性」が発揮しやすい項目⑤については、字数制限がかけられていた時代には「信条」などのタイトルで数行書かれることが多かった。そのほか、「読書」「趣味」などの記載がみられる。特に「信条」については、字数制限がはずれた第19回からは「裁判官としての心構え」「裁判官として考えていること」などとタイトルを柔らかくしてやや長い記述がなされている。記載字数の増加はそれに大きく依っている。また、その欄を「である調」ではなく「ですます調」で記載する裁判官が13人いる。これも字数制限撤廃

の影響に違いない。第18回までで「ですます調」を審査公報に用いたのは、いずれも第9回の坂本吉勝と下田武三の2例にすぎない。

字数制限撤廃により記述がやさしく丁寧になったことは歓迎すべきことだろう。ただ、かつて小林孝輔も厳しく批判した<sup>(7)</sup>ように、項目④に全員一致の判決を記載するのはあまり意味がない。有権者が知りたいのは、各裁判官の「個性」なのである。

### 池田克の「功績」

「その他審査に関し参考となるべき事項」として、なぜ多くの裁判官が「信条」やそれに類することを記載しているのであろうか。もちろん、「前例」があるからである。項目⑤に該当する記述として、「信条」と「読書」をはじめて書いたのは、第3回でただ一人の審査対象となった池田克である。第2回で審査を受けた5人の裁判官の記載内容をみると、経歴と主要な裁判でほぼ尽きている。学者出身の田中耕太郎長官だけは主要著書も挙げている。

ではなぜ池田は突如として「信条」と「読書」を記述したのだろうか。他に書くことがなかったからだというのが、私の仮説である。1954年11月2日に任命された池田には、1955年2月27日の審査日（より正確には審査公報の掲載文の提出期日である国民審査の告示日）までに項目④「最高裁判所において関与した主要な裁判」に関与したことがなかった。これは審査公報に池田自身が書いている。「関与した裁判は、就任後日浅く、特記すべきものがない」。

この一文と経歴だけでは、記載欄の半分程度しか埋まらない。そこで苦し紛れにやや長めの「信条」(328字)と「読書」(120字)を加えて、全体で847字までこぎつけたのではないか。審査対象がただ一人というのは池田に相当の重圧を与えたと考えられる。しかも、前述のとおり、左派社会党、共産党などが思想検事の過去を持つ池田に対して強い罷免要求運動を展開して

いた。

ただでさえ「苦戦」が予想される審査であるのに、記載欄の半分が空白では有権者に悪印象を与えかねない。そこで、「信条」と「読書」をひねり出したのではないのか。結局、池田の罷免要求率は12.49%で、前述の第9回審査までは最高率だった。

もちろん、以上は状況証拠に基づく私の当て推量にすぎない。それでも強調しておきたいのは、第3回という早い段階で項目⑤の記述例を示した池田の「功績」である。これが前例となって、この項目はその後、裁判官の個性をかいまみることができる貴重な項目になっていく。

ちなみに、「趣味」は第4回の審査対象となった下飯坂潤夫がはじめて書いた。こうして、「信条」「読書」「趣味」が項目⑤の三本柱を構成することになる。学者出身者の場合はこれに主要著書が加わる。

### 過去20回の審査公報にみられる裁判官の「個性」

それでは、これまでどのような個性的な記述があったのか。

自身の宗教的信念についての記述が、第6回で3人にみられる。これで2回目の審査となる入江俊郎は「神を信じ」と書いた。彼は「ハイネ」というクリスチャン・ネームをもっていた<sup>(79)</sup>。国民審査を2回受けた裁判官はこの1963年国民審査の入江が最後である。城戸芳彦は「仏教の「衆生の恩」(心地観経)ということを私なりに解釈して深く感銘して」と記し、草鹿淺之介は「私のいわゆる「人間形成」には、仏教特に臨済禅に負うところが多い」としている。

なぜ彼らは宗教的信条を明かしたのか。第5回には島保が読書として、「親鸞聖人の諸著、歎異鈔」を挙げている。石坂修一は「生家は、代々親鸞上人の教の篤信者が多かつた。私は、かかる周囲から、大きな影響を併せ受けつつ青年期に入った」と書いた。加えて、齋藤悠輔は「信条」として、

「法華經のほか正法眼蔵を愛読し、道元禪師を師と仰ぐ」と述べている。これらの宗教的な記述がやはり「前例」となって、第6回の3人に宗教的信念をしたためさせるハードルを下げたのではないか。

次に信教をあらわにした記述が登場するのは第9回である。のちに弁護士出身者として最初で最後の最高裁長官となる藤林益三は、次のように赤裸々なまでに信仰を吐露している。

「わたしは若いときに聖書を読むことを学び、二七歳頃から無教会主義キリスト教の信仰をもつに至つた。そしていまも日曜集会を守っている。人が義とせられるのは、行為によらず、ただ信仰によるものであるが、義にして愛なる神とその子キリストを信じるからには、法律家としても、それにふさわしい者でありたいと思つている。」

これが彼の罷免要求率に若干の影響を及ぼしたとする指摘もある<sup>(79)</sup>。とまれ、藤林の告白があまりに刺激的だったためか、それ以降、宗教的信条に関する記述は審査公報からまったく姿を消してしまう。

各裁判官の政治的傾向は行間から読み取るほかないが、例外的にそれがはっきりわかる記載もある。前述の第6回でのちの最高裁長官・石田和外は「信条」として、次のように書いた。「私は日本人のひとりとして、世界の平和と人類の幸福をねがうとともに、日本文化の発展と各人の生活の向上を望む」。日本人ないし日本文化を強調するのは異例な記述である。石田は保守派としてならし、自民党とも太いパイプをもっていた。それが彼を佐藤栄作首相が長官に指名する要因となった<sup>(80)</sup>。その後長官として、最高裁を大きく右旋回させる石田の思想の地金をこのときすでに読み取ることができる<sup>(81)</sup>。

趣味の記述では思わずにやりとすることがある。第10回の大塚喜一郎は、趣味として「随筆、スポーツ、書道、邦楽」と書いているが、その後「(以

上どれも下手)」と付け加えている。第11回の本山亨は「読書、音楽（但し聴くだけ）」と断りを入れている。いずれも弁護士からの就任者である。

こういう但し書きには人間味がにじみ出ている、ほっとしてしまう。

## むすびにかえて

### 国民審査をどうすべきか

最後に問われるべきは、国民審査を今後どうしていくかである。廃止するという選択肢もある。しかしこれには憲法改正が必要となるので、手続き的に簡単ではない<sup>(82)</sup>。それゆえ、存続を前提にそれをいかに実質化するかを検討するほうが現実的である。もっとも、廃止の手続きが面倒だからという消極的理由ではなく、そもそも原理的に国民審査には存置する意義があると私は考えている。

確かに、国民審査によって最高裁判官が罷免される事態は今後も生じないだろう<sup>(83)</sup>。とはいえそれは廃止を主張する理由にはなるまい。最高裁判官の三淵忠彦は「裁判所は、真実に国民の裁判所になりきらねばならぬ」<sup>(84)</sup>と語った。国民審査はその役割の一翼を担っている。記載内容はまだまだ不十分とはいえ、国民審査のたびに国民審査公報が出され、最高裁判官の経歴、業績、人となりなどが国民に示される。国民審査が告示されれば新聞各紙も必ず審査対象の最高裁判官についての寸評を載せる。社説では国民審査の意義が説かれる<sup>(85)</sup>。国民審査が「少なくとも定期的に最高裁判所に対する人々の関心を引き起こす役割を果たしている」<sup>(86)</sup>ことを過小評価すべきではなかろう。

罷免されないとわかってはいても、審査対象となった裁判官は投票結果に注目している。本稿冒頭で紹介した那須弘平の例ばかりでなく、その結果いかんは多くの裁判官に「自己点検・評価」のきっかけを与える<sup>(87)</sup>。下級審

の裁判官も関心を寄せているはずである。

とはいえ、「ワンクリック詐欺」<sup>(88)</sup>とまで評される投票方式は、改められるべきだろう。その改善方策はすでに多くの研究者が指摘してきた。1976年3月19日には社会党、公明党、共産党がそのための国民審査法改正案を衆議院に共同提案している。とりまとめの窓口になったのは、前出の「連絡会議」である<sup>(89)</sup>。

この改正案は2点にまとめることができる。第一に、記入する記号を○×式にする。○が罷免を可としない票であり、×が罷免を可とする票である。無印は無効票となる。こうすれば一枚の投票用紙に3種類の意思表示が可能となり、個々の裁判官に事実上の棄権票を投じられる。現行方式では、無印は信任票となるため、投票用紙を受け取らない、あるいは返却することで対象裁判官全員の審査を棄権するほかなく、個別的棄権は表明できなかった。

第二に、○×式にすると無印の無効票が投票総数のうちの大きな割合を占め、相対的に少数の組織的×票によって裁判官が罷免される事態が起りかねない。国民審査法第32条は、投票総数が投票日前日の選挙人名簿数の100分の1に達しない場合は罷免を可とする投票数が可としない投票数を上回っても罷免されないと定めている<sup>(90)</sup>。そこで、投票総数ではなく無印などの無効投票数をのぞいた有効投票数のみを考えて、それが投票日前日の選挙人名簿数の10分の1に達することを罷免の成立要件とする<sup>(91)</sup>。

いずれにせよ、最も重要なのは国民の興味をいかに引きつけるかである。争点を明確にして大量の意見広告を打てば、少なからぬ有権者が動くことは第21回国民審査で「一人一票実現国民会議」が証明した。とはいえ、全国紙に全面広告を何回も出せる団体はごく限られる<sup>(92)</sup>。その点でインターネットは今後ますます有力な手段となろう。一方、審査を受ける側も国民審査公報を著すだけでなく、政見放送のようにテレビで審査対象裁判官が所信を述べる機会を設けてはどうか<sup>(93)</sup>。

もちろん、国民審査の間際になって急に投票を促すだけでは実のある審査は望みえない。最高裁裁判官の任命過程をオープンにして、最高裁裁判官についての国民の「知る権利」を充実させる必要がある。元最高裁判事で「一人一票実現国民会議」の発起人に名を連ねた弁護士泉徳治は、最近次のように述べている。

「私は、内閣は、最高裁裁判官の任命については、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者で構成する選考委員会の意見を聞くことにするのがよいと思います。そうすれば、国民は、今少し、最高裁裁判官の人選に関心を持ち、最高裁裁判官を知るようになると思います。」<sup>(94)</sup>

前述のとおり、片山内閣は裁判官任命諮問委員会が推薦した候補者のなかから15人の最高裁裁判官を人選した。しかしこれは内閣の任命権を拘束するものだと、1回限りで廃止されてしまった。だが、あくまで「意見を聞く」のであれば内閣の権限を縛ることにはなるまい。1970年代には、社会党が「最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案」を衆参それぞれに提出したことがある<sup>(95)</sup>。共産党も1979年の第35回総選挙／第11回国民審査の前に、「最高裁判所裁判官任命諮問委員会法案（大綱）」を発表している<sup>(96)</sup>。今一度、これらの提案を読み直すべきであろう。

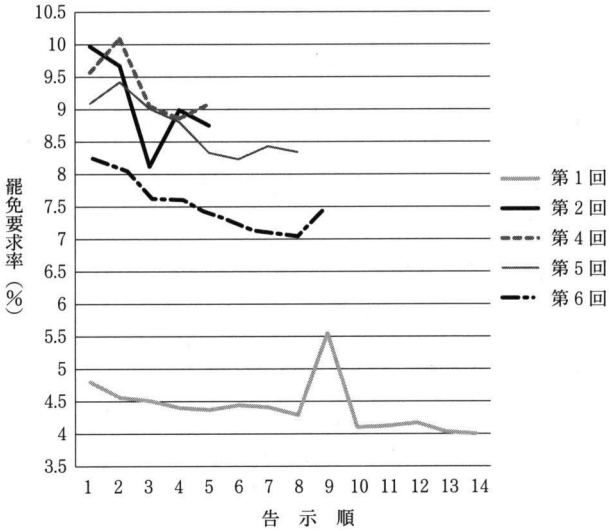
司法権の独立は国民からの司法権の独立を意味しない。一方で、違憲審査権を有することで、最高裁は国民を代表する国会に優越する地位にさえある。これに対して、国民審査は「国民の裁判所」という根拠を司法権に与え、最高裁の行き過ぎを抑える制度的保障である。その形骸化が叫ばれて久しいが、あえてその充実化を訴えて本稿のむすびにかえたい。



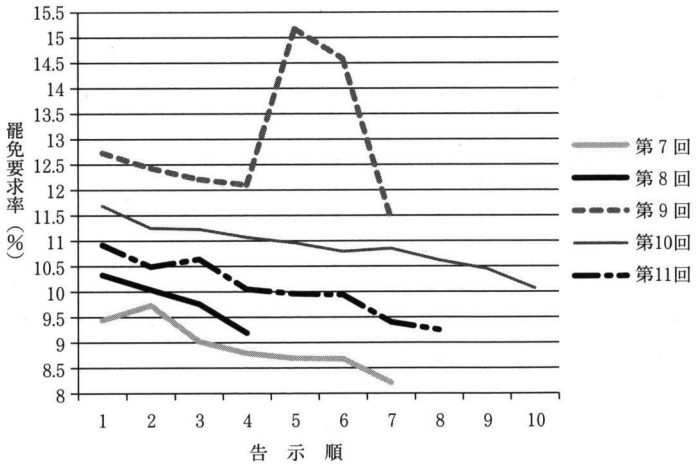
《注》

(1) 国民審査各回次の告示順の罷免要求率を5回ごとに折れ線グラフで示したのが、以下のグラフ6～9である。

グラフ6 第1回から第6回(第3回は対象裁判官が1人のためのぞく)までの各回次の告示順罷免要求率

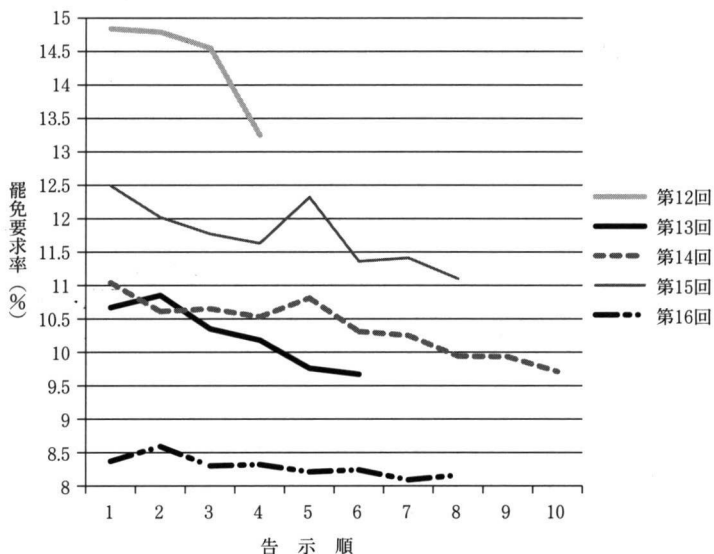


グラフ7 第7回から第11回までの各回次の告示順罷免要求率

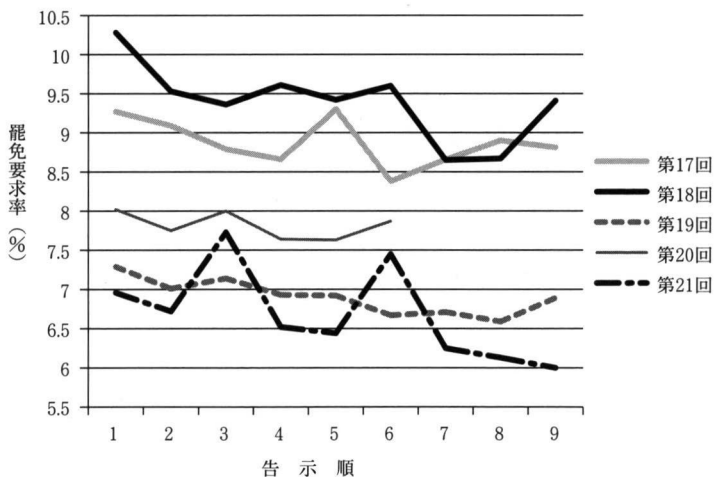


最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析

グラフ8 第12回から第16回までの各回次の告示順罷免要求率



グラフ9 第17回から第21回までの各回次の告示順罷免要求率



(2) そこには以下のように、裁判官ごとの「一票の不平等」についての意見を記載したリストが付けられていた。

↓ 投票時に名前を思い出せるよう、この一覧表を投票所までお持ちください。

8月30日の総選挙の際に行われる国民審査の対象となる最高裁判官(9名)

氏名	
宮川光治 <small>みやがわ ひかり</small>	右判決に 保つていない
近藤崇晴 <small>こんどう たかし</small>	右判決に 保つていない
竹崎博允 <small>たけざき ひろゆき</small>	右判決に 保つていない
那須弘平 <small>なす ひろへい</small>	「審判の本質を 容疑」
金築誠志 <small>かねづき まこと</small>	右判決に 保つていない
田原隆夫 <small>たはら たかお</small>	「憲法の趣意に 沿うものとは 言い難い」
涌井紀夫 <small>ゆい けい</small>	「審判の本質を 容疑」
竹内行夫 <small>たけうち ぎやう</small>	右判決に 保つていない
櫻井龍子 <small>さくらい りゆうこ</small>	右判決に 保つていない

(1) 1971年10月1日以前に出生した者 (2) 1971年10月1日以後に出生した者 (3) 1971年10月1日以前に出生した者 (4) 1971年10月1日以後に出生した者 (5) 1971年10月1日以前に出生した者 (6) 1971年10月1日以後に出生した者 (7) 1971年10月1日以前に出生した者 (8) 1971年10月1日以後に出生した者 (9) 1971年10月1日以前に出生した者

出所：『朝日新聞』2009年8月25日。

- (3) この運動の発起人の一人である久保利英明弁護士は、その成果について「民主主義国家創設に大きな一歩を踏み出すことができたのではないだろうか」と述べている。久保利英明〔2009〕「テストimoniー 一人一票原理と最高裁判所 最高裁判所裁判官国民審査の結果を見て」『The Lawyers』第6巻第11号, 64頁。
- (4) 国民審査が審査対象裁判官に与える心理的効果は意外に小さくない。たとえば、飯村義美（最高裁判事在任：1967.9.20-1971.4.26）は「一緒に審査を受けた裁判官同士で雑談したときの話では、だれも罷免されることはありえないと思っていた。ただ、×印の数が、他の裁判官に比べて多いか少ないか気にしていた」という。朝日新聞裁判班編〔1972〕『法学セミナー増刊 日本の裁判』日本評論社, 153頁。また、色川幸太郎（最高裁判事在任：1966.5.10-1973.1.29）は、1976年1月の国民審査で、審査を受けた裁判官7人中最多の400万台の×票を投ぜられた。そのことについて、「とにかくこれだけ多数の国民によって否定的評価がなされたことについては自戒せざるを得ない」と記している。色川法律事務所編〔1995〕『凛然と 色川幸太郎文集』色川法律事務所, 17頁。
- (5) 拙稿〔2010〕「最高裁判官国民審査制度はどのようにしてつくられたのか」総務省大臣官房企画課『行政の信頼性確保、向上方策に関する調査研究報告書（平成21年度）』91-108頁。
- (6) 先駆的研究としては、アメリカの政治学者ダネルスキーによる以下の論考がある。David J. Danelski〔1969〕, “The People and the Court in Japan,” in J. B. Grossman and J. Tanenhaus (eds.), *Frontiers of Judicial Research*, New York; John Wiley & Sons, pp.45-72. これは、第1回から第7回までの統計

## 最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析

を用いて、国民投票の投票行動をマクロ的に計量分析したものである。この論文の要約がダネルスキー〔1973〕「国民審査——日本における最高裁判所と国民の間の関係に関する」(石村善助訳)として、川島武宜編『法社会学講座7 社会と法1』岩波書店、242-252頁に訳出されている。

また、石村善助〔1977〕「最高裁判所裁判官国民審査をめぐって」『数理科学』第15巻第5号は、このダネルスキー論文を紹介・解説し、その説明がその後の国民審査の結果にもあてはまるかを検討している。加えて、石村善助〔1973〕「最高裁判所裁判官国民審査の結果と特色」『現代法ジャーナル』第2巻第3号は、第9回国民審査(1972年)の投票結果に特化して、詳しい計量分析を行っている。一方、和田安弘〔1981〕「最高裁判所裁判官国民審査の経験科学的分析」『東京都立大学法学会雑誌』第22巻第2号はミクロな視点に立ち、東京23区の有権者をサンプル調査して投票者個人の属性からその投票行動の原因を明らかにしている。近年では、畑浩人〔2002〕「最高裁判所裁判官国民審査制度の再生」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第二部』第51号が明確な根拠に基づく緻密な分析を行っている。

- (7) 墨田区の集計結果を墨田区選管から東京都選管に電話報告された際、「罷免を可とする投票数」と「罷免を可としない投票数」が取り違えられていたことが、1990年3月2日午後、有権者からの指摘で判明した。区の開票記録は正しい数字だったが、都の用紙では逆になった数字が記されていた。その後も、数字をコンピューターに入力する際と区からファクス送信される集計表と照合する際の2段階のチェックがかけられたが、そのミスには気づかれないうままであった。このミスにより、8人の審査対象者のうち、「罷免を可とする」票数は最大で約9万9,000票、「罷免を可としない」票数は最大で1万2,000票となってしまった。そして、2月21日開催の最高裁判所裁判官国民審査都審査分会において、この誤った数字で「信任」と確定されてしまうのである。確定後に数字を訂正する規定が法的に存在しないため、これが公式記録として残ることになった。『朝日新聞』・『読売新聞』1990年3月3日。

自治省はその後正しい審査結果を発表し、当該回次の『結果調』では「過誤がなかった場合の結果」も掲げられている。それらから算出すると、全般的罷免要求率は「公式」には11.76%であるが、ミスを訂正した場合は11.62%となる。

いずれにせよ、「罷免を可とする」票数がこれだけ多いのはありえないことで、少しでも注意力があれば容易に気づくはずである。集計の現場でも国民審査が形式的なお荷物に成り下がっていることを示した事例といえる。

- (8) 全国選挙管理委員会〔1949〕『昭和24年1月23日執行衆議院議員総選挙最

高裁判所裁判官国民審査結果調』124, 141頁。

- (9) 『朝日新聞』1949年1月21日。
- (10) 『朝日新聞』1949年1月18日。
- (11) 『朝日新聞』1949年1月28日。
- (12) 『朝日新聞』1949年1月19日。
- (13) 佐々木正泰〔1949〕「最高裁判所裁判官の国民審査は憲法違反」『法曹新聞』第29号, 2頁。なお、佐々木は、第1回国民審査の違憲無効訴訟を東京高裁に起こすが敗訴し(1949年12月5日判決)、上告も棄却された(1952年2月20日判決)。
- (14) 『朝日新聞』1952年10月4日。
- (15) 『アカハタ』1955年2月8日。
- (16) 『朝日新聞』1955年2月17日。
- (17) とはいえ、『アカハタ』1955年3月3日によれば、この通達は徹底されず、「逆に投票所によっては「国民審査は棄権するな」の掲示をかかげ、棄権したものの氏名を記録し、また係員を使って「白票のまま投票箱に入ればよい」と指示させたところもあった」という。
- (18) 自治庁選挙部〔1955〕『昭和30年2月執行衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』27頁。
- (19) 「朝日新聞社が全国の都道府県選管などにあたって調べたところでは、前回〔第8回〕は投票日まぎわだったため、指導が徹底せず、各市町村選管によって注意書をはり出したり出さなかったりバラバラだった」『朝日新聞』1972年12月6日。

この掲示を指示した通達は現在でも有効である。これを直近の第21回国民審査に際して、埼玉県選挙管理委員会は審査公報にも転載している。すなわち、同選管が発行した審査公報の下段には、「投票にあたっての注意」として本文170頁で示した「一」「二」「三」の文章が掲載されている。この回次では、審査対象裁判官が9人のため各面3人ずつの掲載となり、下段と最終頁(4頁建てになるので)に空白が生じてしまう。ここは各都道府県選管が裁量で記載内容を決められる。

いずれの都道府県選管も投票日と投票時間の告知などに用いている。たとえば、東京都選管の記載は「投票日8月30日(日) 投票時間 午前7時から午後8時まで」となっている。ところが、埼玉県選管は投票日とともに上記の投票方法に関する注意事項を掲載しているのである。実際には、多くの有権者は投票所で国民審査の投票方法についての掲示があることに気づくまい。埼玉県選管のように、審査公報を通じてこれを啓発することは大いに有効だろう。

- (20) 『自由と正義』編集委員会〔1973〕「最高裁判所裁判官国民審査前後から阪口氏修習生に再採用までの司法権の独立をめぐる動き」『自由と正義』第24巻第3号、71頁。
- (21) たとえば、東京・板橋第三小の投票所ではこの注意書は非常に見えにくいドアに掲示されていたという。『朝日新聞』1972年12月11日。
- (22) 『朝日新聞』1979年10月9日。
- (23) 注(1)の**グラフ8**をみよ。
- (24) 『法と民主主義』第148号(1980年6月)8頁。
- (25) 「地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則及び家庭裁判所出張所設置規則の一部を改正する規則」(1989年12月13日制定)。『裁判所時報』第1016号(1989年12月15日)、7-14頁。
- (26) たとえば、1989年10月11日に対象支部がある自治体は、東京で「地家裁支部の存置を求める全国自治体住民中央集会」を開いた。これには31道県204市町村の首長、議員、担当職員ら約1,000人が参加した。また、日弁連も「国民の裁判を受ける権利にかかわる問題」として反対運動を展開した。『読売新聞』1989年10月11、12日。
- (27) 『朝日新聞』1990年2月20日、および同紙同日付西部版。愛媛県選挙管理委員会〔1990〕『平成2年2月18日執行 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』84-95頁、および福岡県選挙管理委員会〔1990〕『選挙の記録 平成2年3月』77-86頁。
- (28) ダネルスキーの業績については注(6)をみよ。
- (29) 前掲、和田〔1981〕132頁。
- (30) 注(1)の**グラフ7**をみよ。
- (31) 前掲、ダネルスキー〔1973〕244頁。
- (32) 注(1)の**グラフ9**をみよ。
- (33) 草場良八は1989年11月27日に最高裁判事に就任し、1990年2月20日に最高裁長官に昇進した。第15回国民審査は1990年2月18日に執行された。草場はすでに2月6日には海部俊樹首相から就任の要請を受諾している。さらに、2月14日には草場の長官指名を閣議決定している。これらはもちろん新聞報道などで伝えられ、「草場次期長官」は国民審査時には国民に周知の事実だった。
- (34) 新たな最高裁長官ないしは最高裁判事が就任すると、新聞各紙は人物紹介欄(朝日「ひと」・産経「人」・東京「この人」・日経「登場」・毎日「ひと」・読売「顔」)にそのプロフィールを紹介する。竹崎就任時にはそれに加えて、この14人抜き的人事について各紙で解説記事が掲載された。たとえば、「もっと知

- りたい！ 最高裁新長官になぜ竹崎氏』『朝日新聞』2008年11月26日、「核心 最高裁竹崎新長官が就任 司法の流れにかなう14人抜き」『東京新聞』2008年11月26日、「解説スペシャル 竹崎最高裁長官就任」『読売新聞』2008年11月26日。
- (35) 『朝日新聞』1971年5月16日。野村二郎〔1986〕『最高裁全裁判官』三省堂、168頁によれば、実際には「憲法体制」といったという。なお、最高裁判事は毎年憲法記念日を機会に地方を回り、現場の裁判官と懇談する機会を持つ。
- (36) 『朝日新聞』1969年1月7日、同日夕刊、8日。加えて、外務事務次官時代の1967年2月9日には、「核拡散防止条約は平和利用のための核爆発を禁止するものであってはならない」と語ったところ、核兵器全面禁止を求める社会党から抗議声明が出された。『朝日新聞』1967年2月11日。
- (37) 拙稿〔2010〕「最高裁における「信頼」の文脈」『年報政治学 2010-1』113頁。
- (38) 裁判官として当時在職していた安倍晴彦は、これ以降「司法官僚統制が強化され、裁判官たちの自由と独立は失われていく」と回顧している。安倍晴彦〔2009〕「官僚裁判官制度に風穴を」『法と民主主義』第440号、35頁。
- (39) 『赤旗』1972年11月17日。
- (40) 『社会新報』1972年11月26日。
- (41) 『朝日新聞』1972年11月21日。とはいえ、公明党の機関紙『公明新聞』をみる限り、公明党が熱心に罷免要求運動に取り組んだとは思われない。当該回次では、総選挙公示日の1972年11月20日付で国民審査も告示された事実だけを報じている。その後国民審査についての記事は、12月10日の投票日当日まで登場しない。同日付で党が下田、岸両裁判官に罷免を求めていることを伝えている。ただ、見出しは「国民審査の投票も」であり、党の罷免要求方針は記事を最後まで読まなければわからない。
- (42) 『朝日新聞』1972年12月5日夕刊。
- (43) 『朝日新聞』1972年11月30日。
- (44) 『朝日新聞』1971年6月23日。
- (45) 『朝日新聞』1971年9月12日。
- (46) 『赤旗』1972年11月17日。この代表世話人14人は次のとおり（肩書きは当時）。青島幸男（参院議員）、市川房枝、市川誠（総評議長）、沖本泰幸（公明党労働局長）、岡崎一夫（自由法曹団団長）、奥野彦六（日本民主法律家協会代表理事）、佐伯静治（総評弁護士会長）、末川博（立命館大学名誉総長）、成田知己（日本社会党中央執行委員会委員長）、野坂参三（日本共産党中央委員会議長）、野村平爾（早大教授）、東山千栄子（俳優）、松本清張（作家）、吉野

## 最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析

源三郎（評論家）。

- (47) 『赤旗』1972年11月18日、27日。
- (48) 「寺田治郎裁判官に×印を！——連絡会議方針決まる——」〔1980〕『法と民主主義』第148号、8頁。「国民連絡会議では、今回審査に付される寺田治郎、宮崎悟一、谷口正孝、伊藤正己裁判官はいずれも信任に値しない、とりわけ、司法エリート官僚として、司法反動化路線を策定・遂行してきた寺田治郎裁判官に×印票を集中する、として参加・協力団体に行動を呼びかけている」。
- (49) 「もう一つの総選挙 第13回最高裁裁判官国民審査のために」〔1983〕『法と民主主義』第183号、42頁。「とくに、政府の代弁人ともいふべき角田氏や司法反動化の推進に重要な役割を果たしてきた牧氏については、最高裁裁判官としての適格性を有しないといわざるをえず、いずれにしてもこれら六人の裁判官に対し、主権者の手で厳しい審判が下されるべきであります」。
- (50) 連絡会議のピラ入手にあたっては、日本民主法律家協会事務局の織田かおり氏にお骨折りいただいた。心から感謝申し上げる次第である。
- (51) 現在の構成団体は次の10団体である（順不同；織田氏からの筆者あて2010年11月10日付電子メールによる）。全司法労働組合、自由法曹団、日本国民救援会、婦人有権者同盟、新日本婦人の会、日本共産党、日本労働弁護団、「司独」品川連絡会、「司独」大田連絡会、および日本民主法律家協会。これまでの構成団体の変動ははっきりしないが、第12回国民審査時には、社会党、共産党、総評、中立労連、護憲連合、憲法会議、日本婦人有権者同盟、日本民主法律家協会、総評弁護団などが幹事団体になっていた。前掲「寺田治郎裁判官に×印を！——連絡会議方針決まる——」〔1980〕8頁。
- (52) 林敦子〔1990〕「第15回最高裁裁判官国民審査『もう一つの総選挙』」『壁新聞』普及運動舞台裏からのレポート』『法と民主主義』第245号、62-63頁。
- (53) 荻野富士夫〔2000〕『思想検事』岩波新書、136頁。
- (54) 「今日の焦点・社会時評 池田判事とはどんな人？」〔1955〕『週刊朝日』1955年2月27日号、13頁。
- (55) 『朝日新聞』1976年10月22日夕刊、10月23日、11月18日。なお、最高裁の訴追請求理由は、その時点で十分認定できた鬼頭によるテープの報道機関への持ち込みに限られた。
- (56) 『しんぶん赤旗』2000年6月13日。
- (57) 前掲、野村〔1986〕『最高裁全裁判官』69頁。
- (58) 裁判所の書記官たちで構成される全司法（全国司法部職員労働組合、組合員約1万8,000人）は、1957年10月ごろから、逮捕状、拘留状、略式命令などの裁判書の浄書を拒否する違法闘争を展開していた。民、刑事訴訟法で「裁判



所の命令、決定は裁判官が作成する」と定められているが、現場ではすべて書記官に押しつけられ労働過剰になっている、これを返すべきだと全司法が全国各支部に指示したことによる。一方、最高裁は「裁判書の内容そのものは裁判官だけが決定するものだが、裁判書の浄書を書記官がやるのは裁判所法に基いた当然の仕事であり、これを拒否するのは違法である」との立場であった。『朝日新聞』1958年4月17日、5月3日。

- (59) 『朝日新聞』1958年5月9日夕刊、5月11日夕刊、および「×を！最高裁裁判官につけよう！」『総評』1958年5月16日。加えて、総評の太田薫副議長は5月13日早朝に選挙応援のため到着した岡山で、総評が不信任投票を決め、全裁判官にペケ印を投票するよう各県評、地評に呼びかけることにしたと語っている。『読売新聞』1958年5月13日夕刊。
- (60) 『朝日新聞』1972年11月17日。
- (61) 理由は「この問題は各人が、各裁判官について独自に判断すべきことだ」と判断されたためである。『朝日新聞』1960年11月10日。
- (62) 『読売新聞』1996年10月21日西部版夕刊。
- (63) 長嶺超輝〔2007〕『サイコーですか？最高裁！』184頁。その長嶺も「沖縄県民には、先の戦争や米占領のこともあり、「本土」の政治に対して慢性的な不満が鬱積していて、「その不満を国民審査にぶつける」というわかりやすい×付け動機を醸成しやすいものと推測されます」と指摘する。2010年11月7日付の筆者あて電子メール。なお、長嶺は自身が運営するHP「法治国家つまみぐい——六法全書でニッポンを覗こう！——」(<http://miso.txt-nifty.com/>)に「忘れられた一票 最高裁裁判官国民審査判断資料——衆院選（総選挙）と同時開催の【最高裁判所裁判官国民審査】が、世界一わかるサイト」(<http://www.miso.txt-nifty.com/shinsa/>)という興味深いサイトを設置している。
- (64) 高島通敏（1997）『地方の王国』岩波同時代ライブラリー、124頁。
- (65) 同上、95-98頁。
- (66) 2010年8月23日に開かれた民主党の当選1回の衆院議員18人との懇談会の席上、菅首相は「3年後に参院の任期が来るから、そのときに衆参ダブル選挙でいいんじゃないか」と述べたという。『朝日新聞』2010年8月24日。
- (67) 最高裁判所裁判官国民審査法第5条は「中央選挙管理会は、審査の期日前12日までに、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならぬ」と定めている。これにより「審査の期日前12日」より後に新たな最高裁裁判官の任命が生じた場合、その者の国民審査はその次の機会に回される。竹内の定年退官日は2013年7月19日で後任者が翌20日に任命され、かつ8月4日（日）に国民審査が執行されると仮定すれば、「審査の期日

最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析

前12日」は7月23日である。従って、後任者が第22回国民審査の対象裁判官になる。2007年選出参院議員の任期満了日は7月28日であるが、公職選挙法第32条第2項の規定により、通常国会の閉会日次第では選挙期日が8月にずれ込むこともありうる。

- (68) これまで最高裁判官に就任した160人の就任時の満年齢をみると、62歳から65歳まででそれぞれ27人から29人までの合計111人となり、歴代就任者の7割ちかくに達している。最高裁判官の任命時満年齢の詳細は表16のとおりである。

表16 歴代最高裁判官の任命時満年齢

任命時満年齢	人数	出身分野別内訳		
		職業裁判官	弁護士	学識者
51	1	0	0	1
53	2	1	0	1
54	1	1	0	0
55	2	1	0	1
56	1	0	1	0
57	1	0	0	1
58	2	0	1	1
59	2	0	1	1
60	7	1	0	6
61	11	4	0	7
62	29	14	7	8
63	27	18	5	4
64	28	17	7	4
65	27	3	16	8
66	16	0	12	4
67	3	0	2	1
全体合計	160	60	52	48

筆者作成。

- (69) 2010年9月10-11日にワシントン大学（セントルイス）で開催された国際研究会「日本の最高裁における意思決定過程」に提出された、泉徳治元最高裁判事のペーパー「最高裁判官の国民審査」6頁。

- (70) 平野農相の専横な振る舞いに業を煮やしたGHQ/SCAP民政局（GS）のケー

デイス大佐が首相官邸を訪れ、片山首相に平野の罷免・公職追放を命じた(1947年10月25日)。11月4日、片山は平野を農相から罷免したが、公職追放するには公職資格審査委員会での適否を決定しなければならない手続きであった。ところが、中央公職資格審査委員会は12月26日、6対2で平野の追放非該当の決定を行う。

これに収まらないケーデイスは委員長に審査のやり直しを指示する。委員の切り崩し工作の結果、1948年1月13日の採決では4対4の同数になり、委員長の1票で平野追放を議決する。2月10日、庄野は内々の会合で、この切り崩しには西尾末広官房長官による買収工作があったと「失言」する。これが西尾の耳に入ることになり、国会の裁判官訴追委員会が調査に乗り出す。そして、弾劾裁判所への訴追の可能性が高まった。思わぬ事態の展開に苦り切った庄野は、辞職を申し出、依願免官となった。片山内閣記録刊行会編〔1980〕『片山内閣』非売品、302-320頁、および前掲、野村〔1986〕31-32頁。

- (71) 内藤頼博〔1998〕『終戦後の司法制度改革の経過(4)』信山社、第五分冊56-58頁。それによれば、第1回委員会(1947年7月21日)において諮問委員会委員から、委員を最高裁判官候補者を選んでよいかどうか、候補者に占める法曹出身者の比率はいかにあるべきかが意見として提出された。翌日の第2回委員会では各委員から139人の候補者氏名が出された。そして、第3回委員会(7月28日)に候補者30人を決定して、内閣に答申している。
- (72) 司法制度改革推進本部顧問会議(第5回)議事録(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/komon/dai5/5gijiroku.html>)。2010年10月23日閲覧。
- (73) 裁判官一人あたり1,000字の字数制限の撤廃は審査公報改革の重要な目標として、かねてより指摘されてきた。たとえば、『朝日新聞』1969年12月26日付「社説」は次のように述べている。「一裁判官あたり一千字ぐらいの分量であり、各裁判官の世界観や裁判上の見解を十分に知るには、およそほど遠い内容のものであるといつてよい」。大阪弁護士会編集・発行〔1971〕『司法制度改革の国民的構想』でも、「字数制限を大巾に緩和すべきである」と主張する(52頁)。憲法学者の小林孝輔も「掲載事項の字数制限(一〇〇〇字)は撤廃されるべき」と記している。同〔1977〕「最高裁判所裁判官の国民審査」『法律時報』第49巻第7号、163頁。
- (74) <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-3.html> (2010年10月25日閲覧)。
- (75) 2010年10月25日最高裁広報課からの電話回答。
- (76) 第1回審査公報については、第1回国民審査は無効であると訴えた原告が訴状で言及している。原告は、当該審査公報において2名の裁判官以外は裁判上

の意見を表明しておらず、公報に必須の掲載事項を欠いており、これは国民審査法第 53 条および同法施行令第 26 条、第 33 条に違反すると主張した。丸山健〔1966〕「最高裁判所裁判官の国民審査」『ジュリスト』1966 年 11 月増刊号、152 頁。

- (77) 「審査公報をわかりやすくすることは、ぜひとも必要であろう。この際大切なのは関与した判例全部をあげることではない（いわんや、いままでのように全員一致の判決など掲げるのは全くナンセンスである）。どのような事件に、どういう理由で、どんな判断をしたかを、裁判官ごとに活字や電波を通してわかりやすく示す（おそらく年月日も法廷の別もいらぬ）ことである。」前掲、小林〔1977〕163 頁。
- (78) 入江俊郎〔1974〕『天と地との間』非売品、333 頁。
- (79) 「〔第 9 回国民審査 1972 年 12 月 10 日〕多少の変化がみられるのは、（府県レベルでは）、投票用紙上第三番目の岡原裁判官と第四番目の藤林裁判官の、罷免票取得上の順位がごくわずかの府県（東京、千葉、神奈川、石川、鳥取）で入れかわっている点である。（中略）〔審査公報における〕両裁判官の記載に差があるとすれば、その「信条」に関する記載であろう。（中略）藤林裁判官の記載は、その宗教的信条を吐露する（中略）内容のものであった。（中略）この記載が投票者の行動に直接の影響を与えたことを示す直接の証拠はないが（中略）審査公報は一般に読まれていないと信じられているようであるが、ある種の有権者（中略）等に、読まれかつ影響をもっているのではないかという推測もなされえて」前掲、石村〔1973〕61-62 頁。
- (80) 石田の長官就任を佐藤内閣に強く進言したのは、初代法務大臣を務め元自民党参院議員だった木村篤太郎だったという。木村と石田は剣道仲間だった。長官になるにあつて石田に内閣から託されたミッションは、司法部の「左翼偏向」の是正であった（ロー〔2010〕「保守的最高裁の解剖」（拙訳）『政経論叢』第 79 巻第 1・2 号、260 頁）。佐藤は 1969 年 1 月 8 日の日記にこう書いている。「横田最高才長官を官邸によんで後任の推薦を頼む。田中〔二郎〕君は推さぬ。明日午後石田〔和外〕君を官邸によんで交渉をする積り。度々新聞に出た名前で検察庁も賛成、剣道の達人らしい」（佐藤栄作〔1998〕『佐藤栄作日記 第三巻』朝日新聞社、377 頁）。リベラル派で次期最高裁長官とも目された田中二郎を佐藤は明確に拒否している。

なお、石田は小学校 4、5 年ころから剣道をはじめ一高撃剣部および東大剣道部に所属した。最高裁判事になる前年の 1962 年には小野派一刀流の免許皆伝を授けられる。長官退官翌年の 1974 年には、全日本剣道連盟会長、世界剣道連盟会長に就任した。一方で、1976 年には英霊にこたえる会の初代会長、

1978年には元号法制化実現国民会議議長と保守的要職を歴任している。

- (81) 石田は長官在任中の1972年1月に『日本経済新聞』の「私の履歴書」欄を担当した。その最終回でわざわざこの審査公報に寄せた一文を引用している。そして、「舌足らずのきらいはあるが、この信条は今も同じことである」と付言したのである。さらに、皇居での長官任命式については、「当日朝、斎戒沐浴して皇居に参内し、恭しく任命を受けたときのあの感激は今もいきいきと私の胸に輝いている」と当時の心境を回顧している。石田和外追想集刊行会〔1981〕『石田和外追想集』非売品、74-75頁。
- (82) すでに岸信介首相は「国民審査は憲法を改正して廃止したい」と述べていた。『朝日新聞』1958年5月18日夕刊。ちなみに、読売新聞社憲法改正2004年試案（『読売新聞』2004年5月3日）では国民審査は廃止されている。代わって、最高裁判官に5年の任期制が導入されている。「最高裁判所の裁判官は、任期を五年とし、再任されることができる。」（同試案第98条第2項）同試案では、最高裁とは別に9人からなる憲法裁判所が創設され、違憲審査はもっぱら憲法裁の権限とされた。一方、最高裁は迅速な裁判を実現するため員数は長官を含めて30人とし、全員をキャリア裁判官で充てることが想定されている。従って、国民審査は廃止される。30人の最高裁判官が5人ずつ分属する6つの小法廷は、半分ずつを民事・刑事に専門化させるという。読売新聞社編〔2004〕『憲法改正 読売試案2004年』中央公論新社、235-236頁。
- (83) 国民審査制度の範となったアメリカ・ミズーリ州の州民審査では過半数の支持を得られずに罷免された裁判官が一人いる。田中英夫〔1973〕『英米の司法』東大出版会、404頁。そして、2010年の中間選挙と同時に実施された州民審査では、アイオワ州で審査対象となった3人全員の再任が否決された。前年の2009年4月に、同州最高裁判事7人が全会一致で同性婚を認める判決を言い渡したことが事の発端である。保守系団体が大量の資金をつぎこんでテレビCMなどで裁判官の不信任キャンペーンを繰り広げたことが功を奏した。一方で、同性婚のような国民的な争点となっている問題を裁く際における、裁判官の萎縮が懸念される。『朝日新聞』2010年12月10日。
- (84) これは1947年8月4日に、三淵が最高裁長官に就任するにあたって、共同記者会見で述べたことばである。三淵忠彦〔1950〕『世間と人間』朝日新聞社、244-245頁。
- (85) たとえば朝日新聞は、第3回、第5回、第20回をのぞくすべての回次で、投票日前に国民審査についての社説を掲載している。読売新聞のそれにあたる社説は、全部で13回掲載されている。対象とされた国民審査回次は、第2回～第5回、第8回～第10回、第12回～第16回、そして第21回である。

## 最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析

- (86) ダニエル・フット、溜箭将之訳〔2007〕『名もない顔もない司法』NTT出版、105頁。
- (87) 注(4)をみよ。あるいは、小島武司は国民審査について「最高裁判官にとっては、自分の裁判がどう評価されているかを内省し、自らの判決の国民一般に対するインパクトを問直す契機となり、セルフコントロールの一つの資料としては、総統の価値があるのではないかと述べている。小島武司ほか〔1993〕「〔座談会〕国民と最高裁判所」『法学教室』第154号、11-12頁。
- (88) 前掲、長嶺〔2007〕191頁。
- (89) 『朝日新聞』1976年3月20日。提出者は稲葉誠一（社会）、諫山博（共産）、および沖本泰幸（公明）の3人。ただし、この議員立法は同年5月21日に衆院法務委員会で1時間ほど質疑しただけで継続審査（事実上の廃案）となった。『朝日新聞』1976年5月27日、および国会会議録検索システム（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）、2010年11月25日閲覧。
- (90) 最高裁判所裁判官国民審査法第32条（罷免を可とされた裁判官）  
罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。但し、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日のうち審査の日の直前の日現在において第八條の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。
- (91) 3党共同提案の「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案」の該当箇所の規定は次のようになっている。  
第32条（罷免を可とされた裁判官）  
罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、当該裁判官についての有効な投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の日の直前の日現在において第八條の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の十に達しないときは、この限りでない。
- (92) たとえば、朝日新聞に全面広告（15段）を掲載するとなれば、1回で4,000万から4,500万円の費用がかかる（2010年11月25日、朝日新聞社の関連企業である朝日広告社からの電話回答）。意見広告「「一人一票」の実現のために最高裁判官に対する国民審査権を行使しよう！」は全国紙を中心に15回掲載された。それをこの単価で計算すると、およそ6億から6億7,500万円の経費を要したことになる。「一人一票実現国民会議」の事務局は、司法試験の受験指導などを手がける伊藤塾の180人の社員が担っている。塾長の伊藤真は「お

金をテコに広告を出して変えていくのは、おかしい」との批判に対して、「私はそれで変えられるならいいと思っています。人々の善意だけに寄りかかっているとは変えられません」と反論する。『朝日新聞』2010年11月13日。

- (93) 2009年2月5日の衆院予算委員会で鈴木宗男衆院議員は、「投票所で国民審査をするわけですから、経歴放送ぐらいは出すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか」とたどした。鳩山邦夫総務大臣は「裁判官として適しているかどうか適否の審査ということで、どんな経歴放送のやり方があるかとか考えてみますと、今のところはまだ念頭にはないですね」と応じている。けんもほろろであるが、国会の場で問題提起された意義は小さくない。
- (94) 前掲、泉〔2010〕5-6頁。
- (95) 参院では佐々木静子参院議員らを提出者とするもので、1975年3月13日に参院法務委員会で趣旨説明が行われている。衆院では横山利秋衆院議員らを提出者として、1979年4月27日に衆院法務委員会で趣旨説明がなされた。
- (96) 『赤旗』1979年9月22日。

謝辞：資料収集ならびにデータ打ち込みについては、明治大学政治経済学部助手の小森雄太君、ならびに同大学院政治経済学研究科政治学専攻博士前期課程在学中の佐々木研一朗君にたいへんお世話になった。末筆ながら、記して感謝の意を表する。